

阿爾麥^{Alb} 笨^{von} 老烈^{Roretz} 考 (四)

田中英夫

はじめに

前稿序節で述べたように、本論文主題の第一は、明治初年ローレツによって本学の前身愛知縣公立醫學校にもたらされたドイツ医学教育体系がどのような形態、内容であったか、とそれに至る経緯を追求することである。第二には、ローレツの医学教育の枠を超えた精神医学、或いは衛生学上の数々の先駆的業績を日本近代医学黎明期の中で、できる限り正当に位置付けることにある。

本論文においては、一人のお傭い外国人教師の教育業績を評価する手法として左記の段階を踏んだ考察方法をとってきた。従って論文構成は、時を追った編年体的な構成とならざるを得ない。

- (一) 基本的資質 — 中等教育時まで培われた資質の把握 — (第一節 形勢の土壤 二 ギムナジウム期)
- (二) 専門的能力 — 専門教育を受けた場「大学医学部」と、
修学状況、及び、到達度の把握 — (第一節 形勢の土壤 三 大学期)
〔第一節補遺 履修記録〕
- (三) 来日の状況 — その意図、経緯の実体把握 — (第二節 日本探検旅行)

次に示す「第三節 ローレツ来名と新ウィーン学派医学の変容移植」は第一の主題について結論となる節であるが、以下三項よりなる。

一 医学教育者ローレツの受入基盤

基本的資質、専門的能力、来日の状況の次に把握すべきは、お傭い外国人が教師として着任する「場」であると考えられる。「大學東校」と言う場に着任したミュルレルは、日本で始めて予科三年、本科五年の本格的な西欧医学教育カリキュラムを樹立したことに評価の重点が置かれ、「東京醫學校」と言う場に着任したシエルツェ、ベルツは、教え子によって全国に伝播された各々専攻の外科学、内科学によって名を残している。お傭い外国人教師の評価が創設者に傾くか、専攻学科の講義者に傾くかは、先ず、着任する場の教育機関としての整備、成熟状況によって規制されよう。

従って先ず、ローレツの着任した「場」、愛知縣病院醫學講習場で行われていた医学教育段階を基本的に把握し、

且つ、その実体を追求し、更には、教育機関としての整備、成熟状況を相対的に把握するため、日本各地の洋医学校を全国的に俯瞰する。

二 ローレツ来名の経緯

愛知縣病院、及び、醫學講習場への招聘にローレツ自身、及びオーストリア帝王国がどのように関わったかは従来全く不明であった。博物学探検家を志向して来日したローレツが「教師」として愛知県の招聘に応ずるに至る経緯を、主にオーストリア外務省の関連公文書によって追求する。

三 洋医学校―愛知縣公立醫學校―の確立

洋医学校として次第に確立して行く愛知縣公立醫學校にローレツがどのように関わっていたかを究明し、且つ、同校の学科目表を軸とする他医学校との対比によってその特色を探る。その特色が新ウィーン学派医学に固有であることを立証した上で、最終的には、新ウィーン学派医学の教育体系がどのような形で同校に移植されたかを追求する。

第三節 ローレッツ来名と新ウィーン学派医学の変容移植

一 医学教育者ローレッツの受入基盤

—明治九年当初の愛知縣病院醫學講習場と洋医学直接受容の全国状況—

(一) ヨングハンスの実物示教

明治六年五月、愛知県令井関は先ず病院を西本願寺別院に再興したが、医学校未発足のこの時点で、佐賀県好生館病院教師を退任したばかりのドイツ系アメリカ人ヨングハンス¹を月給洋銀四〇〇ドル、三年契約で教師に迎えた。

『愛知県布達類聚』明治六年九月無号に、「……ドクトルヨングハンス氏診察之儀創業以來日々入院患者相増随テ時限ニ後レ外来患者ニ於テハ数度登院スルト雖モ診察ヲ不受空シク退院ノ者不少……」と盛況を呈したかのような記述が見られる。

しかし、尾張徳川家の慶勝、義宣の御匙²（侍医）——尾張藩奥医師の最高位——にまで登り詰め、その任を退いて後、明治六年八月二十八日以来、愛知病院附属医に任命されていた中島三伯³（以下、三伯と略記）の「醫學校設立ノ意見」及び「病院隆盛ニ赴クノ意見」建議草稿によれば、「病院盛大ノ形アレトモ誹謗亦随テ起リ嗷々其虚

ヲ吠ル」者が多いのは、「縣下人情舊習ヲ喜ヒ漢醫鍼灸巫祝僧尼等ヲ信シ却テ精確実側ノ醫術ヲ疑フ」旧態然たる医療風土の性であり、外国人「教師（ヨングハンス）ハ歐州ノ大家學術精確言ヲ俟タズ然トモ言語相通セサルヲ以患者喜ンテ之ヲ信スル」能ハス」と言う状況にあった。「治療ノ明確ナル藥物ノ精密ナル膏壤ノ別ノミナラサルヲ知サレハ之ヲ好者至テ少之ヲ忌者甚多」^{〔6〕} かつたのである。

三伯の言に依る限り、漢方医、鍼灸師に加え、怪しげな祈祷師までをふくめた保守派と、それに馴れ親しんだ旧弊な民衆の声が、蘭方医、漢蘭折衷医ら開明派の支持声援を圧倒していた、と解せざるを得ない。因みに、当時、東京府、鹿児島県を除く二府四三県においては、漢方医一四、八〇七人（六三・六%）、折衷医三、三五五人（一四・五%）に対し、洋医は五、〇九七名（二一・九%）に過ぎない。愛知県では漢方医の比率は更に高く七七・五%の六九〇人に対し、洋医は一七%の一五一人、五・五%の四九人が洋漢（折衷医）であった。^{〔7〕} 簡単に言えば、愛知県は医師一〇人中八人を漢方医が占めると言う医療風土であったのである。

この頃、愛知病院はヨングハンス診療の実際、屍体解剖を県下医師に公開してもいた。

同（明治六年）八月 管内醫輩ニ洋教師ノ診察傍觀ヲ許ス^{〔8〕}

無號 明治六年

病院雇醫教師米國人ドクトルヨンクワンス診察傍觀之儀醫輩ハ勿論其子

弟ニ至ル迄兼而出院差許候處今般傍觀出頭區別日割等左ノ通相定

人員多寡ヲ不論候間診察時限各々出頭可致事⁽⁷⁾

同(明治六年)十月 管下名古屋下前津榎小路ニ於テ假ニ解剖所ヲ設ケ此時教師「ヨングハンス」始テ處刑人ノ屍体ヲ解剖シ本院醫員及ヒ開業醫士ニ傍觀セシム⁽⁸⁾

このヨングハンスの「診察」「解剖」「傍觀」を、実質的な臨床教育(Bed side teaching)の開始、と見るのが従来からの通説⁽⁹⁾ではあるが、三伯の觀た旧弊な愛知の医療風土を背景において、ヨングハンスの「診察」「解剖」を凝視すれば、寧ろ、それは愛知県の行つた「洋医学」の示威のための実物示教―デモンストラチオン―と見ることができよう。この観点で読めば前掲布達の口調も、お上みが「傍觀出頭區別日割」を県下の各大区毎に定め、市井の「醫輩」「其子弟」に対し、「人員多寡ヲ不論」ないから、「診察時限各々出頭可致事」と、受け取る側にしてみれば半ば強制的な出頭命令に近い響きがある。事実、『刈谷町庄屋留帳』に見られるように⁽¹⁰⁾、この布達は末端に至れば完全に出頭命令となることもあつた。

病院雇外国人教師ヨンハンス儀、昨廿三日着県致・・・医タル者洋漢之派別並老少巧拙ヲ不論・・・第二大区ヨリ各区順序ヲ追ひ、必出頭為致候様至急可申達事(傍線筆者)

明治七年九月、ヨングハンスは本邦初と言われる皮膚移植手術を行つて、世人を瞠目させた。テイルルシユ

(Thiersch, Carl) が皮膚移植手術をベルリンで開かれた学会で発表したのは同年の四月である¹¹⁾。又、明治六―九年の間、日本の海軍軍醫寮學舎の教師であったアンダーソンは来日前の一八七一年、St. Thomas Hospital Report 誌に、植皮術史上初期の業績と評価される “Remarks on the theory and practice of epidermis grafting” を発表している¹²⁾。ヨングハンスがレヴェルダン、テイルルシュ、アンダーソン何れから植皮術の示唆、教示を受けたか、或いは全くの独創であるかは不明である。

本院ニ於テ洋教師「ヨングハンス」左脚火傷患者ノ癩痕ニ植

皮法ヲ行フ蓋シ我邦此術ヲ行フ最モ新奇トスル所ニシテ衆醫員大ニ

其術ノ巧妙ナルヲ嘆賞セリ抑々該患者ハ當縣下……

ナル者ニシテ……弟……奮然義ノ為メニ左臂ノ皮膚ノ分割

ヲ乞ヒ之ヲ移植セシ者ナリ其友愛ノ情惻スベク官亦之ヲ嘉シ内務

省ニ具申シ金若干ヲ賜フテ褒賞セリ¹³⁾

ヨングハンスの執刀した手術方法は不明であるが、現代の医学事典¹⁴⁾から判断すれば、この植皮術の予後は決して樂觀はできない。今日、火傷の癩痕部を修復する場合の植皮術は、基本的には、隣接部位の皮弁を全ては切断せずに一部を残して移動させる有茎植皮術と、離れた部位から皮膚（皮下脂肪を除く）を移植する遊離植皮術との二方法がある。しかも通常、臨床的に実施されるのは自己の皮膚を移植する自家植皮術のみで、他人からの移植は拒絶反応を惹起し永久生着はしないので、現在は癩痕修復手術としては行われな¹⁵⁾いと言う。

この時期―明治初年―、外科学で輸入さるべきは、手術時のリスター式消毒法¹⁵⁾とクロロフォルム麻酔法¹⁶⁾であつ

た筈なのに、ヨングハンスはこの外科学近代化の二大立脚点を導入することもなく――恐らくは前段階の不完全な消毒・麻酔法に依拠し――、拒絶反応や、感染症併発の危険性を冒して、西欧でも微々たる手術例に過ぎない皮膚移植手術を行ったことになる。この手術は洋医学の威力を誇示し、兄のため危険を冒した弟の「美談」に仕立てられて宣伝効果も満点ではあったが、その予後に想いを致せば、弟の「左臂」皮膚は拒絶反応のため兄の「左脚火傷：瘻痕」には生着しなかった筈である。ヨングハンスがその手術に懸けた思入れが、医師としての研究心、使命感、功名心の何れであったにせよ、現在よりそれらの主観的意図を排して客観的に観る時、「西欧外科最新手術のデモンストラチオン」以上の評価は苦しい。

(二) 醫學講習場の実体

明治六年の十一月、愛知県は病院医員、附属医の建議に応えた形をとって、取りあえず「醫學講習場ナル者」を愛知病院内に設けた。¹⁸二〇条からなる「愛知縣下病院 醫學講習場假規則」が『愛知県布達類聚』に採録されているものの、その実体を明確に把握できる資料は乏しかったが、近年、ヨングハンスの後を継いで着任したローレツがしたためた本講習場に関する報告文が発掘され、¹⁹その実体の一部が明らかとなった。この「假規則」(明治七年十一月布達、以下、鍵括弧入記述)によって、当初、愛知県当局の意図した洋医学校の外郭を辿り、その布達より一年半後―ヨングハンス離任直後―のローレツの報告(明治十年二月頃か。以下、ローレツ角括弧入記述)によってその実体の片鱗をうかがうこととする。

○入学資格 「小學科目豫メ通シタル者」(第三条)で、「年齢ニ拘ラス」(第一条)入学できた。但し、天然痘「發濟セザル者」は不可(第二条)。

従つて、年齢は十四歳の子供から成人した大人までを包含することになり、生徒の資質は千差万別とならざるを得ない。事実、講習場発足時は「該生徒ハ新來生徒ニ舊藩醫學校生徒ヲ合セシ者」であつた。「舊藩醫學校」とは、明治二年末まで存続した藩経営の漢方「醫學館」である。ローレツ(・・・三カ年すでに学校で教育を受けた学生も中にはいるのだが(一方、やつと六カ月前に入学した者もいる)・・・彼ら学生の最年長は二十七歳、最年少は十四歳で・・・学生達は何の子科的知識もなく、医学本科の知識も予想通りゼロに近い状態であつた。彼ら学生は誰もが等しく確な知識を持っていなかったのである。)

○入学定員 「入學志願ノ者人員年齢ニ拘ラス差許候」(第一条)であり、定員と言う觀念自体がない。

○授業料 愛知県人は無料だが、他県人は毎月二五錢であつた。

「生徒通學入塾共授業料及ヒ入學料差出スニ不及候事 但他管轄ノ者ハ授業料廿五錢ツ、毎月初ニ指出ス可キ事」(第五条)

○修業年限 級は最初が八級で最終が一級であり、第十条に「毎年春秋試業ヲ經テ進退等級ヲ定ムヘキ事」を敷衍すれば、一学年二級ずつで計四年間を修業期間の基準に想定していたと解される。

○学科

英原書で、①文典書（英文法）②究理書（物理）③化学書④解剖書⑤生理書⑥薬剤書⑦内科書⑧外科書、の八階梯が「英原書變則」として用意されていた。但し、原書につくのは三十歳以下で、それ以上は翻訳書で学ぶことを原則とした（第九条）。

教科書となる書籍は「一般自辨」が原則であるが、「若シ自辨能ハサル者ハ證書ヲ取り貸渡」す制度もあつた（第七條²⁰）。

○カリキュラムと教

育陣容

前述したように、生徒の質的差異は甚だしく、又、「毎月二ノ日」に新入生が入つて来るのでは、学級定員は設けられず、従つて、全生徒を対象とした段階を追う教授計画は建てようもない。当然、学級毎の一斉教授法の採用は不可能で、基本的には、個人もしくは小グループ指導以外に教授法はあり得ない。又、「生徒授業ノ時間毎日午前第十時ヨリ午後第二時限之事」（第十五条）と定められても、第九条、第十条によれば第一～八級の各級が一期に一科目しか予定されていない。従つて臨床、傍観等で増幅されたとしても、極く大雑把な日割表程度のカリキュラムであつたと推測される。教師ヨングハンスは一回一時間で月一二回「毎月二七四九ノ日午前九時ヨリ十時マテ」と始業前の一時間を講義することになっていた（第十条）。休日も日曜日ではなく「毎月一六ノ日」（第二十条）で一週間七曜日制が未定着の当時では、週単位の時間割表は当然ない。午前十一午後二時の定時間の教師は足立盛至と数人の教員であつたこと²¹になるが、どのように教授学科を分担したかは一切不明である。

○教師の
講義

ヨングハンスの講義は「醫師ハ勿論子弟ノ徒ニ至ルマテ教師ノ講義聴聞イタシ度輩」(第十二条) に対する公開講義でもあった。右述第十条のとおり講義が行われたとしても、不完全な通訳と相まって、ごく一部の生徒がごく一部を断片的に理解するだけで、大多数の生徒は殆ど何も理解できない儘、無為に時間を過ごした、と推測される。この状況は初めから予測されたことなのか、「筆者(通訳)ニテ其講説ヲ明詳記録シコレヲ生徒ニ回覧セシメ」ること、と第十一条にある。しかし、今日伝えられている講義録は、左記一点のみであるが、「生徒ハ學科未タ進歩セサルヲ以テ聴講ヲ許^(註)」されない公開講義の講義録で、平常講義の講義録は伝えられていない。

『米雍翰斯氏講義 原生要論』／〔ヨングハンス口述〕 鈴木宗泰口譯 石井榮三筆記 蜂須賀謙吉參校 一―二 名古屋 愛知縣病院 明治八年十一月識(明治九年二月、及び四月版權免許) 二冊

○生徒の
学習法

ローレツ〔手元にある僅かな書籍は、学生達によって何組かに小分けされ、そして、お互いに重複しないように、本の頁に印が付けられた。たとえば、A君は物理学の二〇五頁から三三〇頁までを、読み、B君は三三〇頁から四四〇頁まで、一方、C君は一頁から二〇五頁まで、などと分担して、読み、通すのである。〕

ローレツ〔いくらか英語を話す助教師の助けを借りて、初め学生達は一字一字難儀しながら読み学んだ。それから、読んだものの持つ意味をはっきりさせようと努めた。ただ単に読んだだけで

は表面的な理解しか得られないという厄介さとか、便覧書からコマ切れの知識の断片をいくら覚えても無意味なことなど、彼らには考えも及ばないのである。」

ローレツ〔日本の児童は、最も影響を受けやすい小年期に教育を受けるわけであるが、とりわけ独特な漢字や国史などの学習・・・膨大な記憶知識に満足し、やがて彼らが何年かして医学学校に入った時には、大概の学生は外国の教科書を一字一字読むことで事足りりとする。それに、もともと中国語（漢文）で教育された彼らの古手の教師達が、彼らに曖昧な医学的体系を示し、さらに教え込もうと努めるのである。しかも当然ながら、：勉学：する術を知らない若い医学生は、：素読した：本や外国人教師の講義から得た断片的なきまり文句や命題に甘んじているのである。〕

明治初年の日本の医学生の資質、引いては日本の医学教育についてのこのローレツの洞察と、ミュレルやベルツのそれとの酷似性は、既に小関恒雄の指摘したところであるが、自らヨーロッパの近代教育制を通過した真の知識人であれば、等しく抱いた印象ではなかったかと思われる。

○教科書

「假規則」とローレツ評言とを統合すれば、醫學講習場では、生徒達は英原書の教科書を分担で読み、又、ヨングハンスの講義は翻訳された講義録を読む、と言う「読み」の学習―「素読」学習―に終始したと推測される。この素読的学習の基でどのような教科書が使用されたのであろうか。ローレツは前述評言の中で、「教科書は、アメリカ式の問答式便覧書形式のものが数冊ある

だけだった。」と述べているが、それは、現名古屋大学附属図書館医学部分館の蔵書中にある左記五冊ではないか、と推測される。

Foster, W.: *Foster's First Principles of Chemistry.*

New York: Harper, 1871. 蔵書印『愛知病院』 五冊(複本)

この時代の愛知病院及び醫學講習場の蔵書は、蔵書印「愛知縣病院蔵書之印」「愛知病院蔵書之印」によって判明するが、現在、五三冊が確認できる。上記図書が五冊複数で存在することは、假規則第七条「書籍ハ一般自辨タルヘシ若シ自辨能ハル者ハ證書ヲ取貸渡候事」と照応し、明らかに「貸渡」用の教科書と判明する。この外、左記図書も二四冊複本で残存し「貸渡」用の教科書であった可能性があるが、名古屋病院時代の購入であり、ヨンゲハンス時代も「貸渡」用に活用されたか否かは不明である。

Quackenbos, G. P.: *Natural Philosophy...*

New York: Appleton, 1870. 八冊。Rev. ed.(1871) 一六冊。²¹⁾

以上を総合すれば、愛知県当局には近代教育についての具体的認識―同一知的水準(多くの場合、同一修學歷、同一年齢となる)の生徒毎の学級編成、それを前提とした半年又は一年単位で段階を逐次、登り、何年目かに最

終目標に達せしめる計画的な教授計画、この教授計画に基づく学期編成と日々の時間割り——を全く欠いた儘、藩校や私塾様の講習の場に外国人教師を迎えて、講義をさせ、診療・解剖を示教させていた、と言えよう。更に言えば、医学校ではなく「醫學講習場」との呼称に愛知県当局の自覚——「外国人教師ニテ教授スル医学教則」（文部省布達 明治五年八月三日 第十三号）、或いは、東京医学校その他（後述）との余りにも大きな隔たり——を見ることができぬ。

アメリカ医学

「英學ヲ以テ授業」が行われたこと、更に、名古屋病院、愛知病院の残存蔵書が英書であり、且つ、大半がアメリカの出版物であることは、ヨングハンスがドイツ系アメリカ人であることと相まって、愛知病院での施療、醫學講習場における医学教育が、アメリカ医学ではなかったかと、推測せしめる。しかし、ヨングハンスはその出身大学も取得学位も不明であり、従って、ヨングハンスの遍歴した国々も、その医学的水準も不明であるが、ドイツ、イギリス、アメリカそれぞれの混交した医学、医療技術であった可能性もあろう。ヨングハンスの僅かに残した足跡中、最も確実な足跡は彼の生理学の講義録『原生要論』であるが、口譯者石井の識文に「……師彼ノ邦輓近諸家ノ書ニ就テ其說ノ最モ確實ナルモノヲ撰聚シ以テ講述スル所ニ……」とある。又、足立盛至の序文には「師之講此學專原干歐洲諸家輓近の説抜精摘英……」とあり、この講義が英米独等の諸生理学のダイジェスト版であったことが判明する。尚、同識文中に「……譯例無キ者ハ姑ク唯原語ヲ記ス……」とあり、「原語」の片仮名書きが随所に見られるが、全て、英語形、ラテン語形である。しかし、これはドイツ系にせよ

アメリカ人であれば当然のこと、アメリカ系医学と断定まではできない。

しかも、この生理学の講義録はヨングハンスの在任中には印刷が間に合わず、ローレッツ着任後の刊行であった。この書は当名古屋大学史上初の学術出版物として記念碑的存在ではあるが、ローレッツは前任教師ヨングハンスの「神経生理学まで進んだ」との言を信ぜず、また、「学生達は……生理学……などに関し、既に広く身につけていると私に確言したが」、彼らの生理学上の知識が医師としての必要な水準に達している、とは認めていなかった。

(一)(二)項を総括すれば、この時期の醫學講習場は生徒の選抜方法、教師陣容、教授計画、時間割、教科書、授業方法、建物施設等々全てに亘って、次項で述べる日本各地の医学校と比較しても格段に、未成熟で学校の体もなさない塾様の混沌とした状態にあり、ローレッツのもたらした実証的科学理念と体系を持ったカリキュラム(後述)とは対比すべくもない段階に留まっていた、と言えよう。又、ヨングハンスの全体像も史料に乏しく鮮明には描き得ないが、微かに痕跡を留める史料の片々より窺う限り、その「公開講義」、「診療傍観」、「植皮術」、「解剖傍観」は、何れをとっても洋医学の実物示教の色彩が濃厚である。愛知県病院醫學講習場期とは、愛知県下における洋医学の入植、種蒔の時期と言うよりは、寧ろそれ以前の、旧弊な医療風土を舞台として愛知県為政者、及びヨングハンスが演じた洋医学の強烈な実物示教―デモンストラチオン―の時期、換言すれば、洋医学の啓蒙活動段階に在った時期、と観るべきではなからうか。

(三) 西欧医学直接受容の全国的状況

醫學講習場にもたらされた医学は前述したようにアメリカ医学かと一応は推測されるものの、俄には断定しがたい。では、本講習場以外の日本各地においては、お雇い外国人教師からどの国の医学がどのような形で移植されていたのであろうか。当時―明治九年四月前後を中心とした時点―の洋医学直接受容の全国的状況を先行研究に依拠しながら俯瞰してみよう。

イギリス医学

鹿児島 旧藩時代、鳥羽伏見の戦いや戊辰戦争の戦傷者に対する横浜軍陣病院、或いは東京大病院でのイギリス医学による治療―特に、外科治療―を高く評価されながら、政府のドイツ医学採用決定の結果、大東校から排除されたウイリス (Willis, William エディンバラ大学卒) は明治二年十二月、薩摩藩に破格の月給 (九百ドル) で迎えられ、既に六年余、県の洋医学校「鹿児島醫學校」²⁵ を主宰していた。ウイリスは迎えられなかった大東校を強く意識してか、英本国から教科書を取り寄せ、又、翻訳医学書も取り揃えた上で、イギリス流に臨床教育を重視して、隔日に、臨床 (傍観、実習) 教育と授業と交互に行い、本格的な医学校をを目指していた。

明治九年四月当時、愛弟子の高木兼寛²⁶はロンドンのセント・トーマス医学校に留学中であつたし、近々、医学校の生徒は二五〇名に達する予定となつていた。

ウイリス翻訳講義録『日講記聞』『鹿児島病院日講記聞』『黴毒新論』等²⁷

東京

明治六年の英国海軍軍事顧問団来日以後、日本の海軍兵學寮は全面的に英国化²⁸するが、軍医養成制度も又英国に範をとったと推測される。

明治六年十月、海軍省は海軍病院學舎（後、海軍軍醫寮學舎）教師として、英国セント・トーマス病院医学校卒の英帝室軍医学校 Fellow のアンダーソン (Anderson, William) を二カ年契約で雇用した²⁹。

アンダーソン翻訳講義録『看病要法』『脚気病説（安氏）』等

アメリカ医学

佐賀 佐賀県病院（好生館³⁰）に前述したヨンゲハンスの後任教師として、カナダ人スローン (Sloan, J. Lo-
van) が、明治七年、佐賀の乱における傷病者治療の功績を買われて採用され、明治九年四月まで在任していた。

明治八年八月、公立の好生醫學所の設置が文部省から認可される。設立の「伺」によれば、ドイツ医学、訳書医学の複線コースで、予科三年本科四年の医学教育を指向していた。

佐賀はドイツ医学導入の主導者相良知安の生国である。この関係でドイツ医学を標榜したのであるうか。しかし、教師はカナダ人であり、この時期、「伺」中の大綱通りドイツ医学教育が実施されたか否か、不明である。

愛知 愛知県病院医学講習場（前述）

静岡 県立静岡病院⁽³¹⁾では、マクドナルド (Macdonald, Davidson)（ヴィクトリア大学医学部卒）が顧問として、火・木・金曜日の午後、無償で診療に当たっていた。明治十年、病院に医学教場が開設されるが、マクドナルドが関与した確証はない。

横浜 大学東校へミュレル、ホフマンの着任が遅延した際、明治三年以降一年余、同校の教師を勤めた米国人シモンズ (Simmons, Duane B.) は、横浜の十全医院⁽³²⁾（神奈川県立）に在任していた。シモンズは教師ではなかったが、横浜在住の開業医に対し診療・手術の傍観を許すなどの実績を残している。尚、明治九年の十二月、シモンズを教頭に戴く医学校設立の構想があったが、医学教育は専ら東京醫學校に依存することとなって、この構想は沙汰止みとなった。出身医学校は不明であるが、その経歴より米医学を主体とし、これに独仏医学を混交したものであることが推測できる。

シモンズ翻訳講義録『黴毒小箒』『格魯布療法』等

長崎県

ポンペ (Pompe van Meerdervoort, Johannes Lydius Catherines) によつて創設された長崎養生所以来の長崎醫學校⁽³³⁾は、長谷川泰が医学校長時代の明治七年、台湾出兵に際し廃校となり、病院も兵員病院に転用されて、共に蛮地事務支局配下となった。台湾出兵の止んだ年の翌九年三月、長崎県令は医学校再興を布達し、同年六月、長崎病院醫學場として復活する（「長崎醫學校」の名称に戻るのは明治十年十二月である）。

教育陣容は、ユトレヒト陸軍軍医学校卒業教師のレウエン (Leeuwen van Duivervode, Willen Karel Maaris) とその補佐の日本人教員である。

大阪

明治六年以来、 Groningen 大学出身のエルメレンス (Ermerins, Christiaan Jacob) が人民治療、窮民施療と医師養成を目的としていた大阪府立病院⁽³⁴⁾に在った。

四年制で、第二年の後半から臨床（傍観）教育が実施されたと伝えられる。この時代のお雇い外国人教師としては左記のように多くの翻訳講義録を今日に伝えていて、病理学通論・各論、生理学、薬物学、外科各論、産科学、泌尿器学が講じられたことが判明するが、学科目の全体像は不明である。

エルメレンス翻訳講義録 『原病学通論』 『日講記聞原病学各論』 『生理新論』 『日講記聞薬物学』 『増補薬物学』 『日講記聞外科各論』 『増補外科各論』 『日講記聞泌尿器科編』 『日講記聞産科論』 等

京都

明治九年三月、悪評高いヨンケル (Junker von Lange, Ferdinand Adalbert) に代わって、マンスフェルト (Mansvelt, Constant George van) が長与専齋の斡旋で、京都府療病院(35)の教師に雇用された。ユトレヒト陸軍軍医学校出身の彼は教育や診療には熱心であったが、時代後れの医学が不評の上、求められたドイツ語に依る講義を行わず、オランダ語で押し通していた。

マンスフェルト翻訳講義録『生理書』等

金沢

明治四年四月、金澤醫學館(36)に着任したスロイス (Sluys, Pieter Jacob Adriaan) は、自身の卒業したユトレヒト陸軍軍医学校は四年制であったが、医学に習熟するには少なくとも五カ年の年月を要する、と五年制度の教授計画を建て、東京、長崎に次ぐ、と県民の支持も得ていた。教授法は先ず彼がオランダ語で講義し、次いで通訳がこれを日本語で口述し、更に、その翻訳講義録により日本人教師が復習講義すると言う二重の講義であった。明治七年、生徒は一年生四八名、二年生二二名、三年生一二名の計七二名に達し、県民の信頼も厚かったが、留任はオランダ本国の許可が得られず、明治八年七月末、後任としてホルトルマン (Holterman, Adriaan C.) が着任した。ホルトルマン着任の直前 (同年六月) に予科一年、本科五年、略則二年の新学規が定められた。

しかし、クリニカル・スクール出(37)のホルトルマン一人では全ての講義は消化できず、又、講義水準も高かったとは考え難い。かなりの学科を日本人教師によって講義せざるを得なかったと推測される。具体的な時間割表は明らかではない。

残された翻訳講義録により英医学、ドイツ医学も講じられたことが判明している。

ホルトマン翻訳講義録

『有機化学』『実験舎密学』『普通中毒学』『各自中毒学』『局所解剖学』『組織学』『外科各論』『外科手術学』『眼科外科学』『眼科手術学』『産科学』『醫事小言』『脚気病論』『保爾篤兒滿氏方叢』等

新潟

明治七年十一月以来、ユトレヒト大学卒業のヘーデン (Heyden, Wilhelmus Hubetus van der) が新潟病院及び同醫學教場⁽³⁸⁾に教師として雇われた。明治七年末の教授陣容は教師ヘーデンと医学助教一名、助教兼編輯掛一名、当直医兼教場掛一が主体であった。

明治六年八月から十年七月までの教授規則は左のような漠然とした規則でその実態は判然としない。生徒数、時間割表も不明である。

「教授規則」

毎月午後二時間

一、数学、英語及ヒ究理学科ノ如キ小学科ハ英学校通学為致候事 右少年生徒

毎日午前二時間

一、解剖学 医官講義 右少年中年生徒

毎日午後二時間

一、人身究理学 教師講義 右中年生徒

右ノ外順序ヲ追テ終ニ内外科及ヒ雜科之及事 (以下、略)

明治九年四月より醫學教場は新潟病院醫學所として新発足する。病院と共に医学所の増改築が始まり、早くもこの年に書籍縦覧所が完成した。県当局の意気込みがうかがわれる。

ヘーデン翻訳講義録 『新潟病院講筵日記 生理篇』等

ドイツ医学

東京

第一大學區醫學校は明治七年五月より東京醫學校となり、「外國人教師ニテ教授スル醫學教則」の拘束を解かれること³⁹⁾になる。同九年四月当時の実体は、同校の教師シュルツェの報告「一八七五年一月より一八七七年十月に至る時期の東京医学校の發展に関するシュルツェ博士からの報告」が小関⁴⁰⁾及び鹿子木⁴¹⁾によつて紹介されたことから、かなり明らかになっている。

明治九年当時の教授科目を知り得る資料は現在、東京大学においても見出されていないので、時間的に近接する「医学本科課程学科目表」と、オーストリアの「新口述試験法科目配当例示表」とを対比させた「学科目配当比較表」(表1)を左に挙げておく。

ミュルレル時代の教育課程が五年制とは言え、四年制のうえに一年のインターン制を課したものの(表2)であったのに対し、この科目表が実質的に五年制であることは、対比させたオーストリアの「科

医学本科課程学科学目表

表1 学科学目配当比較表

等	五等		四等		第三等		二等		一等		級	学科学目	学期	学科学目
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下				
(第一年)	物理学、化学、医科植物学、各部解剖学、組織学	物理学、化学、医科動物学、解剖学	物理学、化学、実地解剖学	物理学、化学、顕微鏡用法、生理学	外科総論、内科総論、生理学、生理学実地演習	外科総論、内科総論及病理解剖、薬物学、毒物学、製剤学実地演習、分析学実地演習	外科各論、病理各論、外科臨床講義、内科臨床講義	同	外科各論及眼科学、病理各論、外科臨床講義、内科臨床講義	臨床講義	同	右	1	系統解剖学一 実験物理学一 無機化学 植物学総論 解剖実習 系統解剖学二 実験物理学二 有機化学 植物学各論 鉱物学 分析化学入門 顕微鏡操作 入門
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	10	生理学一 組織学 医化学 動物学 解剖実習 生理学二 生理学実習 胎生学 組織学実習 医化学実習 病理・治療総論 薬理学 病理解剖一 病理解剖実習 病理組織学 物理学の検査入門 内科病理・治療各論、臨床 外科病理・治療各論、臨床 病理解剖二 病理解剖実習 病理組織学実習 内科病理・治療各論、臨床 外科病理・治療各論、臨床 眼科病理・治療各論、臨床 外科 解剖実習 (外科手術実習) 内科病理・治療各論、臨床 外科病理・治療各論、臨床 (眼科病理・治療各論、臨床) (外科解剖実習) 外科手術実習 内科病理・治療各論、臨床 外科病理・治療各論、臨床 産科・助産学講義、臨床 (助産手術実習) 法医学 法医学実習 小児科臨床 皮膚科臨床 梅毒臨床 (産科・助産学講義、臨床) 助産手術実習 (法医学実習)

(注) 下II下級、上II上級

〔『東京大学医学部第五年報』(自明治十年至明治十一年)より作成〕

〔『東京大学百年史』通史一 五二四ページによる〕

〔オーストリア「新口述試験法」(一八七二)科目配当例示表〕

表 2

第一表 「外国教師ニテ教授スル医学教則」 学科目表 (明治五年八月)

等級	学 科 目
第十級	記載解剖学、無機化学、砒物学、動物学
第九級	生理各論、物理学、植物学、有機化学、外科総論
第八級	解剖技術、科学演習、生理総論、外科各論、繃帯学
第七級	病理及内科総論、組織学、薬剤学、整骨学、病体解剖学
第六級	解剖学復講、生理学復講、病理及内科各論、外科手術学、外科臨床講義 <small>聴講</small>
第五級	診断法、製薬学、内科臨床講義 <small>聴講</small> 、外科臨床講義 <small>自験</small> 、外科手術演習
第四級	眼科学、産科学、外来外科 <small>外来患者ヲ云フ 以下之ニ做ヘ</small> 、臨床講義及活体手術、内科臨床講義 <small>自験</small> 、屍体上截断 及び手術演習 <small>随意</small>
第三級	外来内科臨床講義 <small>自験</small> 、眼科臨床講義、婦人病、産科及外来婦人病臨床講義、外来外科臨 床講義 <small>自験随意</small> 、裁判医学及医律
第二級	実地経験
第一級	実地経験

〔『東京大学百年史』通史一 三六五ページによる〕

目配当例示表」に照らしても明らかであろう。この教育課程の充実は、ミュルレル時代からシュルツェ時代へと移行する間の外国人教師の増員に伴っての充実であろうか。

十九世紀半ば、ドイツにおける本格的医学教育としては、九年制のギムナジウムの上に五年制（一〇学期）の大学医学部が用意されていた。四年制の予科の上に五年制の本科を置いた東京醫學校の学制は、ギムナジウムの上級コース（Ober-Gymnasium）に五年制大学医学部を置いた形に近く、少なくとも学制上の外観は本国ドイツに接近している、と言えよう。

明治八年頃からは前掲の、学制、履修科目、時間割表の基で、講義はドイツ語原文の講義録を使用し、講述も通訳を介せずドイツ語のみで行われ、教授会（議長シュルツェ）すら存在したこの東京醫學校は、その規模や学術的水準を別とすれば、ドイツの大学医学部と同様の教育機関にまで育成された感がある。但し、「日本唯一のドイツ式教育機関の見事な成功⁽⁴²⁾」との駐日ドイツ弁理公使アイゼンデッハー(Eisendecker, Karl J. G. von)の自賛は、教育水準のみならず、ドイツの大学における所謂「学習の自由(Lernfreiheit)」「教授の自由(Lehrfreiheit)」理念を含むものではない、との神谷の指摘⁽⁴³⁾に照らしても正確ではないが、この二つの自由に関しては、未だ、その前提条件たる初等教育も中等教育も高等教育も、全てが未確立（後述）の時期の日本では、望むべくもない理念であった。

ともあれ、外形上にせよ、ドイツ医学教育機関の丸每移植の成就是、英米独仏蘭各国の競争、自然淘汰によるものではなく、日本政府のドイツ医学推進政策の結果であったことは既に、多くの先行研究によって明らかにされている。その紹介は後述することとして一先ず、この項で列挙した外国人教師からの洋医学直接受容状況を、

以下に纏めておく。

相対的に「絶対的」と言うべきかもしれないが、それ程——東京醫學校が、教師陣容、学年編成、履修科目、時間割り、学生生徒の資質、学校予算、設備等々殆どの面で、抜きんでた存在であったが、純粹にドイツ医学——教師の経歴よりみれば、ベルリン大学医学部の色彩が濃厚な——を受容していた事実が明らかなのは、全国でこの東京醫學校のみである（佐賀の好生醫學所はドイツ医学を標榜してはいたが事実が判明していない）。

東京醫學校以外で、五年制を敷いていたのは、金澤醫學館と海軍軍醫寮學舎の二校である。前者は基本的にはオランダ医学である。しかし、約一〇〇名の生徒に対し教師一名では、教授科目の全てはカバーできず、オランダ語と日本語の二重の講義体制と相まって、実質的には日本人教師による教育が大半となり、精緻なカリキュラムも理想案に止まっていた、と推測される。後者は純粹なイギリス医学であった。教師は一名であるが、比較的小人数教育であったことと、軍事上の絶対的な要請から英国流の厳しい軍規律の基で前掲教授科目はほぼ、実行されたのではないかと推定される。

他に明治九年前半の時期、実質的に医学校として定立していたのは、ポンペ以来のオランダはユトレヒト軍医学校に範をとった長崎醫學校と、ウイリスによってもたらされたイギリス医学に依って立つ鹿児島醫學校であるうか。

右記以外の各校は本愛知縣病院醫學講習場を含めて、殆どが一半期にないし三学科目を配当し、それに臨床講義を併せた程度の四年制の本科に、日本語教育の速成コースを付随させた

〔外人教師の原語による講義↓翻訳講義録↓素読による概念的理解〕プラス〔臨床講義（傍観）〕

タイプであって、日本的な塾、藩校的教育と近代教育との過渡的な形態に止まっていた、と推測される。厳密

な対比ができるまでには、各医学校共、実態の解明が進んでいないが、左に各医学校の比較を表示（表3）しておく。

ドイツ医学導入

この経緯については、石黒の『懐旧九十年』⁽⁴⁵⁾がほぼ、当時の実情を伝えているが、『東京帝国大學五十年史』の公刊、ミュルレルの *Tokio · Igaku* の翻訳⁽⁴⁶⁾、安芸のフルベッキ証言についての論考⁽⁴⁷⁾、神谷の『日本近代医学のあけぼの』⁽⁴⁸⁾前半の詳述等々、様々な角度から究明されてきた（これらの集成的見解として『東京大学百年史 通史一』中、第一編第二章第三節三「ドイツ医学の導入」がある）。

しかし、ここで留意すべきは、明治二年末から三年初めにかけての政府の関連行政措置の全ては、ドイツ医学の導入先を東京醫學校としたのであって、日本全土に対してドイツ医学導入を布達したのではなかったことであろう。その結果は前述したとおり、東京醫學校以外の医学校では、英、米、蘭医学、或いはそれらの混交医学が直接受容されていた。但し、政府直轄の医学校へのドイツ医学の導入は、東京醫學校において養成される人材が地方医学校へ教師として送り出され、早晚、日本全土をドイツ医学の傘下に入れる布石となる。ミュルレル、ホフマン着任から一〇年後の明治十年代半ば以降、それは結果として顕れるのである⁽⁴⁹⁾。

日本全土に対する布達ではなかったにせよ、このような展望は当然、府県レベルの行政機関でも持ち得るであろうし、政府の「ドイツ医学の導入」が府県の為政者から指針視された可能性もあろう。

愛知県にこのような判断、自覚があったか否か、その主体的な反応を把握することは稿を進める上でも不可欠

表3 全国洋医学学校一覽表

*明治十九年四月前後の時点における主な外国人教師からの直接受容校

医学学校名	教育コース (生徒数)	修学年限 (生徒数)	教育方針 (指導教官・出身校等・補助教員)	言語・教授科目・教授設備	医学系統
鹿見島医学学校	原書コース (50) 記書コース	本科四年 別科二年	学頭 Winters, V. E. ツラインハラ大 医学部 一等教授1名 二等教授1名 一等助教1名 二等助教1名 教授1名 主任教授1名 後援者数々?	英語(読書・文法・会話)、自然科学等(骨所・幾何・動物・本草・地理)、医学(解剖学・病理学・薬剤学・内科学・外科学・眼科学・産科学・包帯学・小手術等) 教授階級不明 オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	イギリス医学
長崎病院医学	原書コースのみ? (1学年 64?)	四年(八学期)	教師 Lieven van Duverode, W. V.M. ユトレヒト大学医学部 補佐として日本人教師若干名	オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	オランダ医学
佐賀原病院 (好生館)	原書寄位(26) 記書寄位(18) 通学(49) (計賜)	本科四年 本科三年	教師のSonn J. 出身校不明 記書寄位(通学)3 記書寄位(病院当直医)3	英語? 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	アメリカ医学? ドイツ医学?
大阪府立病院	不明	四年(八学期)	教師 Benham, O. グロニンゲン大学医学部	オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	オランダ医学
京都府立病院	不明	四年(八学期)	教師 Marquet, C. ユトレヒト 海軍軍医学校 海軍軍医学校 助教2名 助教3名	オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	オランダ医学
金沢医学館	原書コースのみ? (計賜前後)	本科一年、本科五年制	教師 Holman, N. ユトレヒト ムラリニカル・スクール	オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	オランダ医学
新潟病院医学	不明	不明	教師 Hayden, W. H. ユトレヒト ト大学医学部 助教1名 当直医兼教授1名	オランダ語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	オランダ医学
海軍軍医学校	原書コースのみ?	本科二年、本科五年制 (合費20、自費50)	教師 Anderson, W. セント・トーマ ス病院医学部	英語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	イギリス医学
東京医学学校	原書コース 記書コース	医学校本科五年(四) 予科四年(四) 業学校本科(23) 医学通学生(25) (以上、例れも明治十年一月)	教師 Donitz, F. K. W. スルリン大学 教師 Schulze, E. A. W. 同上 教師 Wernich, A. L. A. 教師 Hubsch, F. F. M. 教師 L. Cochens, H. 教師 Frank, H. 教師 Mayer, P. 教師 Horitz, A. 教師 Langsat, A. 助教 日本人 I	英語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	ドイツ医学
愛知県病院医学 講習所	原書コース	四年八学期	教師 Janssens, 出身校不明 医員兼助産 当直医等が教授を兼修	英語 第一期 解剖学 算学・物理学 第二期 生理学原学 動物学 第三期 生理学原学 化学・動物学 第四期 生理学原学 化学・動物学 第五期 生理学原学 化学・動物学 第六期 生理学原学 化学・動物学 第七期 生理学原学 化学・動物学 第八期 生理学原学 化学・動物学	アメリカ医学?

の手順ではあるが、現在、それを推測させ得る史料は見出されていない。しかし、ヨンゲハンスの後任としてドイツ医学の圏内にあるオーストリア人医師を採用したことは、結果として、政府の「ドイツ医学の導入」政策に愛知県も、明治九年当初の時点で追隨したことになるう。

ローレッツ着任の経緯は、従来、『院校第一報告』中の僅かな記述に依拠する以外術がなかったが、前稿で紹介したオーストリア外務省公文書（コピー）中には、ローレッツ自身の本公立醫學講習場への招聘承認を求めた文書、及び関連文書も含まれているので、これらを主資料として、次にその経緯を追ってみよう。

一 一 ローレッツ来名の経緯

あらゆる分野で西欧の先進科学・技術を吸収するため、西欧人を日本に招き、直接彼らから学ぶ方式を主とした明治新政府は、地方諸学校の外国人教師雇用についても左記のように、文部省の許可、外務省の認可を求めた⁵⁰いた。

明治四年十二月

各地學校ニ於テ外國人ヲ雇入ルモノ文部省ノ許可ヲ受ケシム

文部省布達

・・・其當人生國姓名年齢雇場所并學業ノ品位條約ノ草案等委曲調書ヲ以テ可伺出候事⁵¹

五年 七月 三日 諸學校外國教師雇入條約文例ヲ定ム

文部省布達 「教師雇入條約規則書」(明治五年十月四日改正、六年二月二十四日再改定)

十一月十五日 文部省へ達 正院

今般外國教師雇入免狀其省ヨリ可相渡旨布告ニ及候段届出候處右免狀其省ヨリ相渡候儀ハ不相成候條是迄ノ通雇入免狀・・・外務省ヨリ受取相渡可申・・・

六年 五月三十一日 文部省ノ許可ヲ經ス外國教師雇入雇繼條約ヲ交換スルヲ止ム(私費)

十二月 四日 文部省布達 第三百三十七号

自今私費ヲ以テ外國教師雇入願出候節於當省左ノ通許可候條右證相添へ外務省へ免狀可願出此旨布達候也

しかし、明治七年からは、

二月二十三日 外國教師雇入人民費等ニ係ルモノ文部省ニ願請スル例規ヲ廢ス

と、届出ればよいことになったが、依然として外務省へは「外國人雇入ノ節約定書草案外務省へ差出シ検査ヲ經免狀」を受けなければならなかった。「・・・外國人雇入ノ節約定書草案外務省へ差出之検査經免狀可相受旨相達置候處自今其儀ニ及ハス・・・但人民ニ於テ傭入ル、分モ本文同様タルヘシ」と官院省使府県に達せられたのは明治十年二月のことである。

従つて明治九年四、五月の時点では、各省、府県が公費によつて外國人教師を雇用する場合は、文部省へは単に届出ればよかつたが、外務省へは「教師雇入條約規則書」に則つた約定書草案を提出して認可を得なければならなかつた筈である。しかし、ローレツの雇用に關する政府側の公文書は『公文録』『太政類典』の何れにも見

当たらない。一方、愛知県側の公文書『愛知縣布達類聚』、及び、公文書ではないが公的記録『院校第一報告』⁽³²⁾中にはローレツ雇用に関する記録が歴然と存在する。

『明治九年同十年 愛知縣布達類聚』（明治十二年五月編成） 上 二三九～二四〇丁
第百三號明治九年五月十六日

．．．今般更ニ左ノ兩名雇入本月ヨ
リ醫學教授及ヒ患者診治令執行候條醫學志願之者ハ入
學勉強シ病患ノ者ニハ速ニ出院治療相受候様可致此旨
爲心得布達候事

奧地利國人

名 華族 姓

教師アルベルト、ホン、ローレツ

東京府平民

副教師通辦 從六位 司馬盈之

兼醫校教師

『院校第一報告』（第一款）「病院沿革略誌」 一六ページ

同（九年四）月 本院教師ヲ雇ハンカ爲メニ本縣史生加藤純眞ヲ東京ニ遣ハス
同（九）年五月 澳國公使館附属醫員醫學士「アルベルトフォンローレツ」ヲ

しかし政府記録は埋没したとしても、外国人教師雇用の際し、「府県から文部省への届出、文部省から外務省への免状願出」と言う段階的道筋が存在したことは否定できない。愛知県はこの道筋を踏んで、外国人教師の人材発掘と招聘とを併せて要請した、即ち、先ず愛知県は文部省に外国人教師の周旋を依頼し、文部省は外務省を經由してドイツ公使館に斡旋を依頼した、ではなからうか。

以下、右記について推論の傍証を挙げておく。

①「愛知県↓文部省↓外務省↓」と言う斡旋の道筋が公的経路ではないかとの推測については、交渉の経路が公であったことが、後述するオーストリア外務省公文書において確認されること。ローレッツ自身は「愛知県から (von Seiten Aichi ken) の招聘」、弁理公使シェッフアーは「日本帝国政府の期限付職務 (in temporäre Dienste der kais. japanischen Regierung)」、オーストリア外務省は「日本帝国政府から (von der kais. japanischen Regierung) 招聘された」と、オーストリア側は、ローレッツ招聘を愛知県を包括する日本帝国政府からの招聘、と認識していた。②最終斡旋機関が公使館ではないかとの推測については、愛知県はかつて、ヨンゲハンスをアメリカ公使館の斡旋によって獲得した（と伝えられる）⁽⁵³⁾先例を持っていたこと。

③その公使館・領事館はドイツ語圏のそれではないかとの推測については、「(一)ローレッツの着任した事実により、愛知県の意思か文部省の教唆によるものかは不明であるが、結果として愛知県がドイツ語圏医学を選択したことは、推測している現在では自明であること。

④ドイツ語圏の公使館がドイツではないかとの推測について。(1)当時、日本におけるドイツ語圏の公使館・領

事館としては、オーストリアは日本、清国、暹羅を一括した公使館・総領事館を置いていた（第二節日本探検旅行二来日「来日時点」五一―五二ページ参照）が、弁理公使兼総領事シエツファアの常駐地は上海で日本にはいなかった。又、後述するように、招聘はローレッツに直接もたらされ、シエツファアは事前には介在していない。従って、オーストリア公使館は経由してないと見られる。(2)一方、東京に置かれていたドイツ公使館へ照会されたとすれば、ドイツ公使フォン・ブラントは、ドイツ人医学教師を大学東校に招聘する際、日本政府と北ドイツ連邦との接点を務めた実績を有し、しかも、オーストリア公使館医官であると同時にドイツ領事館の医官を兼任したこともあるローレッツとは、既知の間柄であったこと。

この他、かつて前任者のヨンゲハンスからドイツ語を学び、彼を大学東校に推薦したこともある司馬盈之はローレッツの訳官として本医学講習場に着任していて、両お雇い外国人教師共に知己であった可能性があり、前述の交渉経路のどこかに何らかの形で関与していたのではないか、との憶測をそそるが裏付史料、論拠共に欠ける。

ここでローレッツの本醫學講習場招聘に関するオーストリア外務省公文書の原文コピー⁽⁵⁵⁾の一部（図Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、及び、全文の意識（円括弧内筆者補記）を以下に挙げ、オーストリア側の資料からローレッツ来名の経緯を追ってみよう。ローレッツは愛知県病院、同医学講習場への招聘を受諾する決意を固め、先ず、自己の上司オーストリア弁理公使シエツファアに次のような請願書を提出する。

添付文書 一号／管轄（日本） 一八七六

二二七四六関係

八 一八七六年

閣下侍史

北京地区在帝王国弁理公使

イグナツ・リッターフォン・シエッフアー

〔及び、御一統様〕

閣下

謹み言上申し上げますこの私めに、愛知県から、同県首都の名古屋にある病院の指導・管理と、病院に付設された医学校の教育を引き受けられたい、と言う大変喜ばしい招聘が参りました。

私はこの名誉な申出を拒絶すべきではない、と考えております。と言うのは私が、今日、この種の抜きんでた地位官職に招聘された最初のオーストリア人であるからでございます。そして、現在、私は領事館付医官と言う名誉官職を所持することによって、一定限、オーストリア帝国公使館に付随させられていますので、私がこの契約に同意することを御承認下さいますよう、閣下に懇願致す次第でございます。今生じている希有な事態について、以前、口頭で何度か御相談申し上げた際、閣下は賛成の意を顕しておられましたので、尚更、御承認下さるであろう、と私は確信致しております。

同時に私は、以前、領事館付医官官位を寛大にも授与されたことに関し、ウィーンに在る外務省に感謝致しおる次第でございますが、私の感謝の念を閣下から御代弁下さいますよう、切にお願い申し上げます。と申しますのは、肩書がある種の重要な価値を持つている国においては、この名誉官職は身分証明として、正しく、有効に作用した、と思われるからでございます。

こうした成果こそが、将に、次なるお願いを申し述べようとする私を鼓舞する次第でございますが、そのお願いとは、外務省の側におかれまして（私の）この官名保有の権利を更に保全されるように、との請願でございます。

このお願いの一助として、以下のことを挙げさせて戴く次第でございますが、それは、かの四カ月間に亘る学術目的に専念した旅行において、度々、この肩書の挙証によってその目的達成が助成されましたこと、そして、私は今回の新しい立場にお

いても同じことを期待するからでございます。

加えて、私への官職授与に際し、私が滞留すべき市町村名が挙げられた訳でもなく、又、公使館の代表者たる閣下のお側に私が侍ること、と言う条件が付けられた訳でもございません。そこで、以下の理由から私の官位延長を期待できるのではないかと愚考致す次第でございます。即ち「各国（東アジア）において彼の滞在する間」なる表現の普通の理解は、名古屋における滞留を除外するものではない、と言うことでございます。

御寛容をもって、この私の懇願を外務省に御提出下さいますよう、謹んでお願いを繰り返しつつ。

恐惶謹言

閣下に万感の敬意を表して

横浜 四月三十日 一八七六年

アルブ・フォン・ローレッツ

この弁理公使シェッファーに対するローレッツの慇懃な文飾で装われた文書は、愛知縣病院及び付設医学校への赴任の承認とオーストリア領事館付医官の官職継続との二つの請願からなる。

先ず招聘について、ローレッツは招聘の主体が愛知縣であり、職務は愛知縣病院の指導監督(Direktion)と付設医学校での教育(Unterrichten)と明記し、「大変嬉しい(schmeichelhafter)招聘」と率直に感情を吐露している。

しかし、この招聘には大きな問題が一つ横たわっていた。それは単に、現在、オーストリア領事館に所属する医官だから上司の承認が必要となる、と言うだけではなく、ローレッツが彼の博物学研究調査を目的としてオーストリア領事館付医官の地位身分を獲得したことである(第二節 日本探検旅行 二 来日 三三―四六ページ参照)。従って、オーストリア領事館付医官の地位身分を放棄することは、外務省に対する違背行為となる。同時に、

博物学研究を放棄し、博物学探検家を志向する自己を否定することにもなる。ローレツにとって良心と自尊心の許すところではなかった筈である。愛知縣病院長、付設医学校教師の職務に就けば、当然、博物学研究に割き得る時間は激減するが、余暇を利用して博物学研究を続行することは可能である。ローレツは病院長兼教育者と博物学探検家との二つの立場を両立させるべく、オーストリア領事館付医官の地位身分の継続をも請願する。

勢い、ローレツの請願論理は苦しい展開となる。先ず、招聘を受諾するため、この病院長、医学校教師としての招聘が、通商面だけではなく自国の文化の誇示ともなる教育面においても、英米独仏蘭諸国に比し実績皆無に等しいオーストリアにとつては初めての事例となることを強調して、「拒否すべきではない」と主張する。更に、こような招聘は希有の事例ではあったが、仮にあったとして「以前、口頭で何度か御相談申し上げた際」、招聘受諾に「賛成の意を表しておられ」たではないか、とも駄目押しする。甥ローレツの叔父シェッファーに対する甘えすら感じさせるが、同時に、不確定のこととしながらも事前に、病院長ないしは教師への就任がローレツの念頭にあったことをも判明させる記述であろう。

そして、オーストリア領事館付医官の官職継続については、「かの四カ月に亘る學術」研究調査旅行においては「この肩書の挙証によつてその目的達成が助成され」たことを例証に挙げ、「肩書がある種の重要な価値を持っている国においては、この名誉官職は身分証明として、正しく、有効に作用した」から、「今回の新しい立場においても」同様のことが期待できる、と専らその効能上の側面からの必要性を力説し、加えて、以下の形式論理を展開する。

「オーストリア領事館付医官の官職付与に際し、居住すべき土地は指定されていない。又、公使の傍に絶えず侍ることとも義務付けられていない。更には「各国（東アジア）において彼の滞在する間」なる表現は、普通に

London an den Kaiser (Japan) ex 1876
 an 13746
 1876

Eurer Excellenz,

Ihren neulichst gefertigten Briefe
 aus Wien des 24ten - Kon ein pfundfertig
 gefertigtes Brief zu Mail, die Struktur des Kon,
 Kaufpreis u den Aufschlag um die Dauer von
 hundert und vierzig Tagen in Bezug,
 die Kriegskasse der gemeinsamen Kon zu über,
 was man die gefertigten gleiche Sachen si-
 cheren Betrag um so weniger ablassen
 zu sollen, als es die erste Skizze ist der
 für sich selbst, herausragender Stellung im Lager,
 hundert, wieder, u resp. als Ihre Excellenz
 eine Genehmigung über das Kaufpreis, da es
 sich die Stellung des Konsultats erst,
 zur Bekämpfung des h. u. h. vesterischen Ge-
 gatten attached ist. Es gleich sehr geringen
 geringe Impasse herausgeben zu können,

Fürs, unter mir. Ich empfehle ganz
 nicht, so die gefertigten sehr aufzufüllen
 sehr nach der Zeit und einer Anweisung,
 für die dem Kaiserlichen Impasse Österreich,
 Locomotoren, nach gelieferter Arbeit. Es
 kann man durch die Lieferung der
 gut, so die allgemeine Stellung der
 die die die Stellung seiner Anweisung im
 neuen Ländern (Österreich), den Brief,
 falls in Bezug nicht möglich sein.
 die die die Stellung der Anweisung
 sollte, die man kaufen den Japan
 Österreich gelieferte Anweisung, ganz,
 um die Ihre Excellenz von die die die
 ganz und alle die die die,
 Ihre Excellenz ganz neulichst.

Yokohama den 20. April. 1876.
 Schreiber

An Ihrer Excellenz,
 des Kais. und k. u. k. Minister-Präsidenten
 Graf Ritter von Schaeffer
 etc. etc. etc
 des Brief in
 Peking.

図I ローレツのシェツファー宛請願書 (初葉と終葉)

理解すれば、名古屋における滞在を除外するものではない。』

ローレッツが、かほど、論理に腐心してまで、愛知県からの招聘に応じようとしたのは、ローレッツの自尊心、名誉欲が満たされる、と言った形而上の理由より寧ろ、その官職「オーストリア領事館付医官」が「名誉官職 (Ehronararitel)」で無給であったことが主な理由ではなからうか。前節 (第二節 日本探検旅行 三 探検旅行 旅行後 六九―七〇ページ) で紹介した横浜での医業開業も、招聘以前に日本の不特定医学校への教師就任問題をシエッフアーと話題にしたことも、この線で解するのが妥当かと思われる。

叔父シエッフアーは甥ローレッツの懇願を全面的に支援する請願書を外務省に提出した (シエッフアーの請願書が主文書でローレッツ書簡が添書であることは、前節 (第二節 日本探検旅行 二 来日 三三―四三ページ) に紹介したオーストリア領事館付医官付与の請願文書と同様である)。

上海 五月二十日 一八七六

ヨット・フォン・シエッフアーは領事館付医官フォン・ローレッツの請願書を提出致します。その請願書において、彼はローレッツが日本の名古屋に在る病院の病院長に推挙されたことを報告し、又、ローレッツのオーストリア帝国官位の継続を許可されるよう、願い出ております。

付添書一通

一号 (日本) 上海、五月二十日 一八七六

VIII

伯爵閣下

添付致しました請願書から御判り戴けるかとは存じますが、領事館付医官フォン・ローレッツ博士は日本政府の期限付き職務に好条件で就任致しました。名古屋に在る病院の院長と、その医学校の教授に推挙されたのでございます。

私がこの地へ着任以来、彼は、かかる類の招聘を受けた最初のオーストリア人でございます（本年四月六日北京発第三号／政治部〔日本〕の私の報告のとおり、ツェレニイは単にドイツ語教師に過ぎません）。我々オーストリアの国威が物を言い始めたのでございます。そしてこのローレッツ氏の件につきましては、（医療指導・医学教育の）成果を挙げるためには、イギリス、アメリカ、或いは、ドイツやフランスの国籍を有していなければならぬ、とは限らず、そして、今や、日本からもっともつとオーストリアに眼が向けられるべきである、と言うことを誇示することが肝要でございます。

フォン・ローレッツ氏は、現在の地位を氏の医学的学識にのみよって得られているのではなく、五ヵ月に亘って彼の地（日本）を縦断して学術探検旅行をなし、そして、日本語を完全に習得した、と言う事情にも依っているのでございます。

さて、フォン・ローレッツ博士は、東アジア領事館付医官を呼称して差し支えないと許可を賜った外務省から寛大にも授与された権限が、将来も剝奪されないよう、願い出ております。そして、彼はこの請願に合致した論拠をも挙げております。

私は、勿論、この請願の判定を貴省に委ねなければなりません、以下の所見を述べせて戴く非礼をお許し下さい。

それは、日本においては、ドイツ帝国の軍医ですら、その官位を辞することもなく、帝国医学校（東校・第一大学区医学校・東京医学校）教授として雇用されました。そして、雇用期間を終了した後、ドイツ帝国軍隊の元の部隊に復帰した、と言うこ

Shanghai, den 20. Mai 1858

12746 is 9th

VIII

Sehr geehrter Herr,

Wie Ihre Excellenz aus nachfolgender Liste
sehen werden, ist der kaiserliche Hof! Es von
Königlicher Hofeigenschaft Angehörigen in Folge
von Könige der kais. japanischen Regierung gebo-
ren und zum Kaiser als Hofbeamter zu Nagoya und
zum Hofe der kais. japanischen Regierung zu
nennen werden.

Es ist mit mir ein Hofbeamter in der
Leitung der Hofeigenschaft (Hofbeamter ist kais.

der Kaiser

der Hofbeamter

Herr Julius von Andrássy

H. K. u. K. Hof. Hofbeamter

Joseph von Andrássy, Hofbeamter

etc etc etc

Exzellenz

Er wird aber nur zu dem Zweck, die kais. Hof-
eigenschaft als Hofbeamter von der kais.
japanischen Regierung in Folge der kais.
Hofeigenschaft abzugeben und nach dem kais.
Hofeigenschaft in Folge der kais. Hofeigenschaft
von der kais. Hofeigenschaft abzugeben und nach dem kais.
Hofeigenschaft in Folge der kais. Hofeigenschaft

Herr Julius von Andrássy
meiner kais. Hofeigenschaft zu dem Zweck

Schaeffer

図II シェツファーの外務大臣宛請願書(初葉と終葉)

とでいいます。

恐れ多くも、閣下に深甚なる尊敬の念を表し奉って。

シエッフアー

シエッフアーは先ず、ローレッツが「名古屋に在る病院」即ち本愛知縣病院の病院長(Director)と付設医学校即ち愛知縣病院公立醫學講習場の教授(Professor)に、期限付ではあるが好条件で迎えられたことを報告する。報告で容認されると言うことは、このローレッツが本務外の―それも他国の公務に就くことの是非に関しては、上司である東アジアの弁理公使兼総領事たるシエッフアーの許認可権限内にあり、外務省の認可は必要としなかったことを意味しよう。後述のオーストリア外務省回答文書もその案件を単に、「官位継続」として扱っている。

シエッフアーはローレッツの主張を更に鮮明に敷衍して、「最初のオーストリア人」として日本の公の病院長兼教授への就任は、オーストリア国威の発揚に益する、と援護する。尚、「単なるドイツ語教師」ツェルニイ(Zelny)と覚しき人物が、『東京大学百年史』中の「第二表東京大学医学部招傭外国人教師」⁽⁵⁶⁾及び、注掲『医学近代化と来日外国人』付録「来日医学関係者リスト」⁽⁵⁷⁾に見られる。前者では Zelzny, A. 後者では Zelzny, Anton 四と表記されていて、明治十一年六月から同十六年十一月にかけて在籍した予科のドイツ語教師である。恐らく、シエッフアーの誤綴であろう。

次いで、西日本縦断の博物学探検旅行によって、日本語を習得したことをも、日本の病院・医学校の病院長・教授に推挙された根拠の一つとして付加している。尤も「完全に」(vollkommen)―読み書きまでも―習得し得た

かは疑わしい。ローレッツは日本文の一片をも残していないので、日常会話ができる程度ではなかったかと推測される。

ローレッツの領事館付医官身分の継続請願については、ローレッツが腐心した前述の形式論理を「請願に合致した論拠」と肯定した上でシェッファーは、表面上は外務省の判断に委ねているものの、ドイツ帝国軍医が現職のまま東校（及び第一大学区医学校、東京医学校）の教授に着任し、離任後、原隊に復帰したと言う、最も効果的な事例を挙げることによって、その身分の継続請願を支援している。この軍医がプロイセン王国上級一等軍医（陸軍軍医）ミュルレル（Müller, Benjamin Carl Leopold）、プロイセン王国上級軍医（海軍軍医）ホフマン（Hoffmann, Theodor Eduard）⁽⁵⁸⁾の両者を指すことは言うまでもない。

ローレッツの領事館付医官の官位継続に関するシェッファーのこの請願書は五月二十日付けで受理され、ほぼ三カ月余後の九月六日、認可されたことが以下に見られる短文の公文書によって判明する。

宮内省・外務省

第八部

受付記録 一二七四六号 一八七六

自 五月二十日 一八七六 第一号／管理番号

至 八月十五日

Prot. Nr. 12746 1876

dat. 20 Mai 1876 Nr. I
prae. 15 August 1876

Herrn v. Schaeffer
in Shanghai
die Bewilligung der
dringenden Bittgesuchen
auf H. v. Kobretz
seiner kaiserlichen
Titel nachzusuchen
wird

An Herrn Schaeffer
in Shanghai

6 September 1876
In Folge der
Bewilligung vom 20
Mai 1876 Nr. I

ist nun nach B.
zu wissen das
das m. d. d. d.
nach nachzusuchen

nach nachzusuchen

Linien k. k.
Consularagenten
in Shanghai

Bestand nicht,
denn, da der kais.
papstliche Be-
willigung zum
Erhalten der
Kaiserlichen ge-
nügen konnten
die Consularagenten
H. v. Kobretz
die weiteren Be-
willigung zum
Erhalten der
Kaiserlichen ge-
nügen konnten
die Consularagenten
H. v. Kobretz
die weiteren Be-
willigung zum
Erhalten der
Kaiserlichen ge-
nügen konnten

Gez.
H. v. Kobretz

図Ⅲ 外務省のシェッファーに対する告知書 (初葉と終葉)

上海在リッター・フォン・シエツファー

当地領事館付医官フォン・ローレツ博士に従前よりの官位継続を可とする件の承認について

上海在リッター・フォン・シエツファー宛

一号(管理番号)による報告の決着として、以下の如く貴下に告知する光榮を有するものである。

即ち、日本帝国政府から名古屋の病院の病院長に招聘されたフォン・ローレツ博士の従前からの官位を継続されたいとの請願の承認を許可するに、外務省は何ら躊躇する謂われはない。

従って、これについてフォン・ローレツ博士に告知されんことを、貴下に乞う次第である。

〔変更済〕

〔 〕

〔サイン〕

同(明治九年)五月 澳國公使館附属醫員醫學士「アルベルトフォンローレツ」ヲ教師ニ・・・雇フ⁽⁵⁹⁾

同(明治九年)五月 澳地利帝國醫學士「アルヘルト、フォン、ローレツ」ヲ雇フテ醫學教師ノ任ニ囑シ⁽⁶⁰⁾

右記の『院校第一報告』の記述が正確であるとすれば、ローレツの病院長兼教授就任の件は、シエツファーの許認可事項であるから問題ないとしても、領事館付医官の官位継続の件の処理は五月二十日から九月六日までと長引いているから、ローレツの着任後に事後処理、追認されたことになる。外務省にしても初の事例で、甲論乙駁、難航したのかも知れない。或いは単なる事務停滞であらうか。

しかしそれ以上にオーストリア公文書と『院校第一報告』記事との間の重大な齟齬は、「病院長(Director)」の記載が前者にあつて、後者にないことであろう。愛知県とローレッツとの契約書(「教師雇入條約規則書」)が見出されていなかったのでその契約内容は不明であるが、ローレッツ雇用と同じ五月、愛知県は公立病院長に山中立藏を任命したとする記述から推測すると、「病院長」は日本側の交渉時における言葉の綾で、病院、医学校の双方において政策、識見、知識は提供するが行政権はない「顧問」格の医師兼教師が、日本側(愛知県)がローレッツに期待した役割であつた、と見られる。

「教師雇入條約規則書 外國教師雇入ニ付心得ノ箇條 第三 給料之事」に医学校教師は「三百圓以上 四百圓迄」とあり、前任者ヨンゲハンスは月給四百圓であつたが、「明治九年拾弍月各府縣へ傭外國人解約並傭繼之義ニ付照會並回答」中の愛知県令安場保和の回答によればローレッツのそれは「金貨三百圓」であつた。又、赴任旅費は「金貨五拾圓」、住宅の「宿料」は「一ヶ月六圓五拾錢」であつた。但し、月給は明治十二年四月、雇用契約が一年延長された際四〇〇圓に増額されている。

三 洋医学校——愛知県公立醫學學校——の確立

明治九年五月の某日、ローレッツは西本願寺掛所にあつた愛知県公立病院(旧愛知県病院)及び公立醫學講習場へ着任した。日付けと共に横浜からの経路も又、不明である。前任者ヨンゲハンスは離任の数カ月前から持病の脚気が悪化し、時たまにしか出勤できない病状であつた。従つてヨンゲハンスの診療も講義も殆ど行われていなかったことになる。洋医学の診療、教育が衰微してただけでなく、建物施設も寺院の一部を借用した仮住いの

儘で、ローレツの着任した五月は、丁度、堀川畔の旧千賀邸跡に病院、医学校舎建設が着工された時であった。

『ウイーン医事新報』への寄稿文中、醫學講習場の教育状況に関するローレツの「三年間の勉強そのものが、全く無意味だった」と指摘した⁶⁵その内容については前述したが、又、病院についても同寄稿文で「医療器具は全く不足しており、包帯も殆ど使える状態ではなかった・・・私の官舎は全く住めるようなものではなかった⁶⁶」と、その荒廃の一端に触れている。

しかし同時に、ローレツは「着任後のある日、挨拶回りと歓迎会が済んでから、病院正常化の妨げとなる問題の処理にとりかかった・・・調達品目表を作り、統計をとり始め・・・病院が担当すべき諸々の業務や、部屋割り、遮光や通風改善のための眼科部門の修理など当面なすべき処理は迅速に行われた・・・私の通訳兼筆頭助手である司馬氏・・・その彼が薬局や手許にある薬品の点検や、ラテン語でラベルを貼る仕事を引受けてくれた・・・そして八カ月足らずの間に、約四百巻の蔵書と立派な器具類（さらに追加注文予定）を揃え、病理解剖標本も集め始めている。何よりも嬉しいのは新しい病院が完成間近いことである⁶⁷」と、山積する諸問題に可能な部分から着手し、落胆、希望交々の着任時の様子を述べてもいる。

教育については、「・・・私（ローレツ）は直ちに現行の規定に則り、私の今後担当すべき受講（学）生のオリエンテーションのための試験にとりかかった⁶⁸」のである。先ず、醫學講習場時代の規定―前述の「醫學講習場假規則（明治七年十一月）」―を取り敢えずは遵守したことがうかがわれるが、根本的に異なったのは、ローレツの着任した五月、原書が英語からドイツ語に変更され、教授される学科目は同一でも内容は英医学から独医学に転換されることになったことであろう。

第百拾二號 明治九年五月廿九日

病院ニ併立有之候醫學講習場之儀從前英學ヲ以教授致

來候處相廢シ自今更ニ獨逸學ヲ以教授セシメ候條此旨

布達候事

ローレツは「・・・三カ年間すでに学校で教育を受けた学生も中にいるのだが（一方、やっと六カ月前に入学した者もいる）生徒についてその学力を概括するために、彼らを教育した「助手達」（日本人教師の柳田泰治、石井榮三、柴田邵平ら）の医学知識を試験しようとした。しかし、「助手達」は自己の「医学的知識がひどく揺らいでしまうような、そういう試験を受ける気は全くなかった」ので、ローレツはその試験を軽いものに変えざるを得なかった。

「かくして、やっかいな授業が始」められたが、本格的な教育体制が整えられたのは、病院、医学校が天王崎に新築移転してから、更に七カ月余の準備期間を経て開校した明治十一年二月以降である。この間、特に西本願寺時代の末期、ローレツが行った教育は、ドイツ語で行われたこと以外の実体を明らかにできる史料は見出されていない。英語すら満足に理解できない生徒にとっては、ローレツのドイツ語は訳官の通訳によって理解する他なかったが、生徒に対するドイツ語学教育科目は正規の学科目表にはない。しかし、公立醫學所・校時代の蔵書に下記のドイツ語教科書が複本（特に3）の最大副本番号は「第四拾八號」で残存し、且つ、その中には明治十四年十月の卒業生齊藤道四郎の「借用書」と書き入れられた書もあって、ドイツ語学教育が課外授業として行われたことを示唆している。

1) Lehr- und Lesebuch, oder, der sinnliche und sittliche Anschauungsunterricht für die Mittelklassen der Volksschule / von Albert Haesters. 30. (Stereotyp-) Aufl.

Essen : G.D. Bader, 1876. 224 p. 蔵書印「愛知縣公立醫學學校藏書之印」 一二三部

2) Leitfaden für den Unterricht in der Orthographie, nebst einem Verzeichnisse : die Schreibung und Bedeutung der gebräuchlichen Fremdwörter / von C. Schäffer. 10. vermehrte und verbesserte Aufl.

Leipzig : J. Klinkhardt, 1875. 192 p. 蔵書印「愛知縣公立醫學所藏書之印」 一二三部

3) Leitfaden beim Unterrichte in der deutschen Sprache für die unteren Classen höherer Lehranstalten / von Edmund Schäffer. 9. Aufl.

Köln : M. DuMont-Schauberg, 1874. 168 p. 蔵書印「愛知縣公立醫學所藏書之印」 一七部

後藤新平が「・・・小成ニ安スヘキニ非サレハトテ、大都ニ遊學ノ念小時モ止マス。・・・幸ニ同縣（愛知縣）獨逸人ヲ聘シ、此盛大ナル病院醫學學校ヲ開設スルニ際シ、・・・名古屋ニ赴キ、愛知縣病院ニ當直醫ト」²² になったのは明治九年八月であった。後藤も早速「教師は獨逸學ゆへ、小子も獨逸學を、いろはより學ひ初め候積り」²³ になったのである。

（一）公立醫學學校の発足

愛知縣公立病院及び公立醫學講習場改め公立醫學所の新築工事は『院校第一報告』に、「明治九年五月ニ經始

シ殆ト一個年ヲ以テ落成セリ」とあるので、明治十年五月頃、工事そのものは完成したと思われる。財源は、病院については「縣稅及ヒ眞宗三派僧侶等人民の寄附金」、医学校については「縣稅及ヒ管内開業醫輩ノ醸金」がその財源であった。

同年の七月一日、安場愛知縣令、國貞參事以下数百人が参会して盛大な開院式典が催されたが、この時は開校の式典は行われず、翌十一年二月十二日に至つて漸く、開校されたのは同月中旬である。

この明治十年七月から翌十一年二月中旬に至る七カ月余の期間、醫學所は休校であった。この間、来るべき開校に備えて、新規則を制定した。教員の責任体制と専任分担学科とが決定され、履修科目、授業時間割表、在校生の試験によるクラス編成も規程化されて、醫學講習場時代の「假規則」は抜本的に改革されたのである。尚、この規則は二カ月後更に補足改正され、より法規的に整備される。

新規則の概要

『名古屋大学医学部九十年史』では、この明治十一年制定の新規則については「その内容は伝えられていない」として、『院校第一報告』中の「学科表」「学科試験表」などからその一部を類推するに止まっていたが、明治十一年、十二年の『愛知縣布達類聚』が発掘され、その規則の全容が明らかとなった。「甲第二十二號 明治十一年二月二日 當縣醫學校規則別紙之通り成定候ニ付本月十二日ヲ以開校候・・・」で始まる新規則の構成は以下のようなものである。

醫學校事務官職制章程

校長 事務章程 第一～十三條

教頭職務章程 第一～十三條

譯官職務章程 第一～四條

教員職務章程 第一～五條

醫學校舎則 第一～十九條 罰則 第一～四條

愛知縣公立醫學校規則 第一～十條

生徒入學規則 第一～七條

醫士入學規則 第一～四條

これら新規則中の醫學校舎則、愛知縣公立醫學校規則、生徒入學規則、醫士入學規則の四規則は、布達後の二カ月の間更に検討され、新たに四規則の根幹となる醫學校教則を加えた五規則に再編成され、「乙第八十五號明治十一年四月二日曩ニ醫學校規則等相渡置候處今般別冊ノ通更正候條・・・」として新たに布達される。尚、同年四月、公立醫學所は公立醫學校と改称され、同時に病院附屬を脱して病院と併立対等ひびたうとうとなった。

乙第八十五號

生徒入學規則 第一〇條

醫士入學規則 第一〇四條

醫學校教則 第一〇九條

醫學校舎則 第一〇三條

醫學校事務官職制章程については甲第二十二號布達、その他の五規則については乙第八十五號布達によって、新規則の概要を以下に述べる。

醫學校事務官職制章程は、本公立醫學校（製薬所を含む）において教育に携わる要員を、校長、教頭、訳官、教員の四階級に区分し、責任体制、及び各々の職務分掌を明確に規定したものである。教頭に教育の全権を委ねた点については、管見の限りではあるが、他医学校には類を見ない規定である。

校長 諸規則の改正（第一条）、出納（第二、三、六条）、人事管理（第二条）、文書管理（第四条）、生徒の入退学決定、生徒管理（第五、九、十三条）等の学校管理運営責任者。教育には直接は関与しない。校長は明治十一年一月より十二年二月の間、愛知県官吏佐々木復介が任ぜられ、次いで同年三月より十一月まで横井信之が任ぜられたが、以後は監事（明治十二年七月制定校長補佐）後藤新平が代行した。

教頭 教育についての責任者（第一条）。諸規則改正、人事管理、生徒管理について関与具申（第二、三、

六条)。教育用品・書籍購入具申(第四条)。教員の分担学科の決定(第十三条)。進級試験・卒業試験受験者の合否決定(第十二条)。教員生徒に対し、臨床講義、外科等手術演習、診療法を教授、学術上の質疑に答諭(第七・十一条)。

『院校第一報告』の本文中ではローレツの肩書は全て「教師」であるが、同『報告』附表「明治十三年七月公立愛知醫學校定期試験成績表」中には「教頭塙國醫學士亞爾麥笨老烈」とあり、又、その全活動から推してローレツが教頭であったことは間違いない。

訳官

外国人教師の原語文章の通訳翻訳(第一条)。外国人教師不在時の代理(第四条)。

明治十一年一月よりローレツが満期解雇となる同十三年三月まで、田野俊貞が訳官兼教諭であった。前任者は司馬盈之である。

教員

教頭の補佐(第一条)。教頭講義の復講(第二条)。分担学科の講義(第三条)。試験、講義録、学術雑誌等編集への参与(第四、五条)。

明治十一年十月末の教員は、教諭兼訳官田野俊貞、舎密教師莊司一簣、一等訓導後藤新平、石井榮三、二等訓導新美直亮、柘植宗一、瀧浪圖南、三等訓導石川詢、丸山道彦、四等授業生島倉敏之の計一〇名であった。⁽⁸¹⁾

醫學校教則は、設置目的、授業科目、授業言語、教授者、試験制度等、本公立醫學校の根幹を規定する。

設置目的 本来、医学は広大深遠な学ではあるが、現在の愛知県下には医師が殆ど皆無の状況であるから「速

成普及ヲ急トシ姑ク豫科ヲ略シ……實地就業ヲ主トスルモノトスル」(前文)、と明確に県内医師の短期速成機関と規定する。

授業科目

「理學 化學 製藥學 記載解剖學 解剖技術 組織學 顯微鏡技術 原生學 病理解剖學 原病通論 外科通論 藥物學 處方學 繙帶學 器械學 健全學 裁判醫學 眼科學 婦人病學 皮膚病學 梅毒病論」の二二科目に不特定数の「臨床講義 實際演習」が加わる(前文)(授業科目については項を改め後述する)。

修学年限

「三ヶ年即チ六期ト定ム但半年ヲ一期トス」(第一条)。
西歐式の本格的医学教育を目指し予科五年医学本科五年制を敷いた文部省所轄の東京大学医学部の水準は望むべくもないとしても、府県立ではあったが予科一年本科五年制の金沢石川県病院内の医学校、予科一年本科四年制の新潟醫學所等に比しても余りにも短期に過ぎた。新規則制定後一年余の明治十二年六月、「客年来實際ニ徴スルニ學科數多ニシテ其定期内ニ生徒修熟シ得難キノ慮リアリ且ツ現今管内醫士ニ乏シトハ雖モ亦本縣ノ地形ト民情ニ就テ熟考スルニ然カク速成ヲ要セサレハ稍々精密ノ學科ヲ脩メシムルノ趣旨」^(註)で、速成度はやや緩和され、三年六期の修業年限は四年八期に延長される。

授業言語

「國語及獨、羅語」であるが、獨、羅語の「原語ヲ用ルハ穩當ノ譯無キ語ニ限」^(註)ぎられたから、殆ど日本語によって授業が行われた(第二条)。但し、ローレツのドイツ語による口述講義が訳官によって通訳されたことは言うまでもない。

教授者

「教頭及教員」科目分担は教頭が決定(第三条)。

試験制度 土曜日小試験、定期試験、卒業試験の三種の試験を規定する。

土曜日小試験（口述試験） 生徒の学習度を「検閲」する試験（第四条）。

定期試験（口述試験） 一期末毎に「生徒ノ階級ヲ定」めるための試験。校長、教頭列席

の下に授業教員が最低五問を出題（第五条）。評価は優等（評点十）、上等（評点八）、中等（評点六）、並等（評点四）、劣等（評点二）の五段階（一〇点評価）で表され、平均点が並等以下の生徒は罰せられ、次期に中等以上を得ないと原級に止められる規定である。但し、明治十一年冬期（十二月調製⁸³）の階等区分は、優等、上等甲、上等乙、中等甲、中等乙、並等甲、並等乙、劣等の八段階評価となっている。

卒業試験（筆記試験及び

口述試験） 卒業時に必要学力に到達したか否かを判定する試験。愛知県長官等官吏列席の下に教頭が、筆記試験においては一科につき二問、

口述試験においては一科につき三問出題（第六条）。

試験科目 理学—科学、解剖学—病理解剖学、生理学—組織学、一般病理学

—健全学、薬物学—処方学、内科各論—外科各論。

醫學校規則は、生徒の種別、学期及び授業時間、生徒の遵守事項、罰則褒賞を規定する。

生徒の種別

区費（官費支給）生徒、普通（自費）生徒、聴習醫師の三種とする（第一条）。『院校第一報告』によれば、明治十一年一月、愛知県下の二区毎に一人ずつで計三二名の区費生と三四名の自費生を募集しているが、同年十二月の時点では区費生三〇名、自費生二五名（内他府県生六名）であった。⁸⁵生徒入学規則に他府県生の束脩、授業料の規定はあるが、県内自費生については記載がない。他府県生と同負担額であったのであろうか。

学期及び授業時間

夏期（五―九月）冬期（十―四月）の一年二期制で、正課時間は夏期は六―十二時、冬期は八―十二、一―三時の六時間／日制（第二条）。尚、本規則上は夏期、冬期の表現はないが、医学校舎則、及び『院校第一報告』中の記述や附表の時間割表に現れる。又、生徒入学区規則（後述）によれば「入学ヲ許スハ八月」なので、冬期が第一学期となると知られる。

但し、『院校第一報告』の記述によれば、夏期は一月―七月、冬期は九月―十二月として実施されている。⁸⁶

生徒の遵守事項

授業時間中の静謐、禁煙、服装、教場病室等への入室制限、不行状の禁止、部外者との応接、書籍の自弁等々（第四―十二条）を規定する。

罰則褒賞

右記違反者に対する罰則として一―三週間「門外散歩ヲ禁」じ、悪質違反者には退学を命ずる（第十六条）ことを規定する。又、定期試上成績者に対し、「教頭及教員ト遊歩シ學説上ノ質問等ヲ恣ママ」にさせる、「金銀書籍器械等」、外泊許可等の褒賞を与える（第十五条）ことを規定する。

生徒入学規則は、年齢規定、入学願書、入学試験科目、入学許可時、諸経費、他府県者謝金等を規定する。

入学条件

年齢十五〜二五歳⁽⁸⁷⁾（第一条）。種痘済、もしくは天然痘経患（第二条）。

因みに、東京大学医学部予科のみが十四歳入学で、金沢、新潟、長崎の各医学校はそれぞれ十六、十五、十五歳であつた⁽⁸⁸⁾。

入学願書

願書（医務取扱、区長の奥書捺印を得て証人より申請）、履歴書各一通（第三、十条）。

入学試験科目

理科初步、皇国史類、上等翻訳書（分野不明）。編入試験も可。（第四、五条）。

入学許可時

前述（第六条）。

諸経費、他府県者 入舎生賄料等八錢／日。他府県者束脩一円、授業料五十錢／月。月謝計一円五〇錢（第七〜九条）。
謝金

醫士入学規則は、医学校生徒となること、或いは一期を通じての聴講、一回だけの聴講も可とする特典を愛知県下既成医師に対し与える規程である。入学試験及び、聴講料等に関する規定はない。生徒と同様に修学する場合は諸規則を遵守しなければならなかったが、聴講する場合は客人待遇で規則に従う必要はなかった。

醫学校舎則は、学校舎に寄宿し修学する生徒に対し、授業外の日常生活を規制する規程である。殊に、外出、外泊を厳しく律した。

以上述べたこれらの規則は、『院校第一報告』によれば、明治十一年一月に着任した校長佐々木復介がローレ

ツと副教師兼監督であった南部千里とに「謀」って「釐革編製セシメ」た、と言う。⁽⁸⁹⁾しかし、校長佐々木復介は愛知県の事務官吏であり、監督南部千里は山口縣士族で、本公立醫學校発足の明治十一年五月、岡崎龜井町に開設された公立病院支病院に教師として赴任した、⁽⁹⁰⁾と言う以外経歴は不明であるが、共に西欧式の醫學教育に通曉していたとは考え難い人物である。後述するが、学期、教授科目、クラス編成、試験方法等醫學教育の根幹部分については、教頭に疑せられていたローレッツが主となって、公立醫學所休校の半年強の間に、与えられた教育上の権限と自己のオーストリアにおける被教育体験などに基づいて構想した、と考えられる。

但し、本格的教育か速成教育かの設立趣旨については佐々木校長―愛知県―の意向が強く反映したであろうし、生徒の倫理的規制面については、南部監督をはじめとする日本人教員の意見が大幅に採用されたであろうことは想像に難くない。

本医学校は明治九年五月、教師として、広義ではドイツ医学の範疇にあるウィーン大学医学部の内科外科両学位を取得したローレッツを招聘した。次いで明治十年七月、医学校舎を病院と共に天王崎に新築移転し、更には、移転後半年以上の月日を費やし、明治十一年四月に至って前述したように体系的な諸規則を樹立する。この明治十年七月から同十一年四月に亙る時期をもって、本公立醫學校は洋医学校としての、少なくともその外郭は確立した、と言えよう。次にその内実の柱となる教授学科目、時間割表―教育体系、カリキュラム―を吟味し、又、他医学校のそれとの対比によって、本公立醫學校の医学教育上の特色を追ってみたい。

(二) 教育体系―学科目と時間割表―

学科目を検討する前に、先ず、生徒の学力伸長状況に触れておこう。

ローレツ着任時の醫學講習場生徒数は不明であるが、公立醫學校の生徒は明治十一年十二月の時点では三級生三名、二級生三名、一級生五五名の計六一名である。⁽⁹¹⁾ 明治十一年二月頃「從來在校生徒ヲ試檢シ等級ヲ定メ」⁽⁹²⁾られた三級生、二級生の計六名のみが六一名(十一 α)中、一定の学力を蓄積していたと判定されたことになる。⁽⁹³⁾ 又、五五名の一級生は新規に「募集」したとされるが、三級生、二級生の選に漏れた生徒の殆どが、区費生或いは自費生として新たに応募し、新一級生として入校した公算が大きい。六一名(十一 α)中進級した六名を除いた五〇名前後の大量の生徒を、若干の落伍者は別として、一斉に放校する、と言った無責任且つ非教育的な処置を愛知県が断行した、とは考え難いからである。

明治十二年七月、前述したように修業年限が三年から四年に延長され、三級制が四級制となった際、最上級生の旧二級生を新四級生に、開校初の入学生である上述の旧一級生を新三級生に飛び級で繰り上げた。⁽⁹⁴⁾ この時、成績不良の四名のみが新二級となったが、相対的には留年と言えよう。翌八月に至って一級生として校費生(旧区費生)二六名、自費生一四名が入校する。

この開校初の入学生であり、一級生から三級生に飛び級したクラスについては、一級生、三級生各々の時期のクラス全体の成績表が残されており、⁽⁹⁵⁾ その二つの成績表に基づいて作成した第一期生成績変遷表(表4)を左に掲げる。

右表中の生徒の入校年次における年齢構成は、十六歳七名、十七歳十四名、十八歳九名、十九歳四名、二十歳

三名、二十一歳五名、二十二歳三名、二十三歳三名、二十四歳二名、二十五歳三名、二十六歳一名、二十九歳一名。六割強が十代である。「優」「上」「中」の各等（及第クラス）の平均年齢は何れも二十歳前後であるが、「並」「劣」の各等（落第クラス）のそれは十七歳前後となる。二年後にも、各等の平均年齢は優等二十二歳、上等二十三歳、中等二十歳、並等二十一歳であり、大雑把に平均値だけで言えば優、上等の層はやや高年齢の如くであるが、明治十三年夏期成績表の優等者にしても十八―二十七歳の幅があり、成績にとって年齢は基本的要素とは言えまい。成績が個々人の資質と努力の帰結であることは、この表に見られる目まぐるしい程の等級間移動―昇等者十名、降等者九名、下級者（留年者）四名、退校者十二名で、等級不動者は僅三割に過ぎない―が物語っている。と同時に、一年半の間に生徒の七割もが昇降等（内、二割は退校）すると言うことは、いかに厳しく成績評価が実施されたかの証左でもあろう。

各学科の成績は、期末に集約される学科毎の「土曜日小試問」の平均評点と「定期試問」の評点との平均値に、更に、日常の品行評価を加味して（醫學校教則第八條）得られた平均値に基づき与えられる。左表は明治十三年夏期の第三級生徒成績表（表5）である。

成績評価は、各々の授業から生徒個々人が吸収し、触発されながら培った学習結果―学力―の評価、査定である。その各々の授業は醫學校教則前文に定められた個々の学科目毎に行われた筈であるが、様々な理由、規制条件から多少の変更を余儀無なくされることもあり得る。実際に行われた授業科目を把握するために、『院校第一報告』中の「明治十一年醫學校學科表」⁹⁶「明治十二年醫學校改製學科表」⁹⁷、及び、明治十一年夏期より同十三年夏期に亘る各期毎の時間割表をも参考にして「学科目表」⁹⁸（表6）を左に作成表示した。修学年限が前述したように三年制から四年制へと移行しているので、両者を併記しておく。

表5 明治十三年夏期 第三級生徒成績表

級		三																				第		教員										
		徒										生																						
姓	名	略記号	日数	病欠	怠日数	試驗	一般外科学		断続醫學		藥物學		原生物学		一般病理學		平均点		出校数	遅刻	日不出数	講義日数	擔任学科											
							上定	下定	上定	下定	上定	下定	上定	下定	上定	下定	上定	下定																
ラ			一一七				七		六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	亞爾麥	石川	二三六	詢	出校						
ヨ			九五																						田野		四六							
ユ			七一																						養俊		一〇九							
ヤ			一三四																						順貞		一六							
モ			一二九																															
メ			一三七																															
ム			一二五																															
ミ			一一六																															
マ			一二九																															
ホ			一一九																															
ハ			一二七																															
フ			一一八																															
ヒ			一一七																															
ハ			一一六																															
ノ			一一〇																															
ネ			一一一																															
ヌ			一一四																															
ニ			一一九																															
ナ			一一九																															
ト			一一五																															
テ			一一一																															
ツ			一一三																															
チ			一一二																															
タ			一一九																															
ソ			一一一																															
セ			一一九																															
ス			一一九																															
シ			一一九																															
サ			一一八																															
コ			一一九																															
ケ			一一九																															
ク			一一九																															
キ			一一九																															
カ			一一九																															
オ			一一六																															
エ			一一九																															
ウ			一一九																															
イ			一一九																															
ア			一一三																															

表6 公立醫學學校学科目表

括弧内学科目名：新旧教則間、並びに各々の時間割表上の用語不統一、及び、内容を補うため付した。
 十 三年制より四年制へ移行した際、純増した学科目を示す。
 一 改製学科表（明治十二年）に挙げられていても欠講となつた学科目を示す。
 夏冬、…各々、夏期、冬期を表す。
 「」…教則には挙げられていないが、授業された学科目を示す。
 尚、体系区分上、病理学を基礎医学ではなく臨床医学の内科と同列に扱つたのは、十九世紀半ば、西欧医学体系では「内科Ⅱ病理学＋治療術」で、この病理学、内科渾然とした概念が日本にもたらされ、従つて、表中病理学と内科を基礎、臨床に分断することは、明治十年前後の日本の実情にそぐわないからである（以下の医学教育体系比較諸表においても同様の扱いとした）。

社会医学	医学	基礎医学	基礎自然	医学体系		公立醫學學校教則	学 期 配 当						
				内 科 系	外 科 系		三年制 (明治11)		四年制 (明治12-13)				
							1 級	2 級	1 級	2 級			
衛生学系 法医学系	皮膚科系 眼科系 産婦人科系	内科系	解剖系			十(数学)(代数幾何) 理学 化学							
健全学 衛生警察(行政)学 断訟(裁判)医学	梅毒病論 皮膚病論 産科学 眼科学(眼病学) 婦人病学(論)	原病通論(一般病理学) (内科)臨床講義・演習 〔診断学〕 外科通論(一般外科学) (外科)臨床講義・演習 器械及包帯学 十外科手術学	製薬学 一処方学	記載解剖学(解剖学) 一解剖技術(実験) 病理的解剖学 組織学 顕微鏡術(技術) 原生学(生理学)			夏冬、 夏冬、 夏冬、 夏冬、	夏冬、 夏冬、 夏冬、	夏冬、 夏冬、 夏冬、 夏冬、	夏冬、 夏冬、 夏冬、 夏冬、	夏冬、 夏冬、 夏冬、 夏冬、	冬夏 冬夏	冬夏 冬夏 冬夏 冬夏

この四年制教育体系は、単に、修業年限の外観を三年から四年へと一年延長しただけではない。週当たり授業時間を一〇二時間から一二〇時間へと延長させた結果、総授業時間数は一三七五八時間／三年から二〇六四〇時間／四年へと三三%もの増加となった。これに反し生徒の被授業時間は一日六時間から五時間に減少し、授業時間帯も早朝六時から十二時（夏期）と言った過酷な設定は廃され、午前八時～午後二時の時間帯に改められる。このような総授業時間数の増加、被授業時間数／日の減少に対し、学科目は二一科目から二四科目へと僅か三科目の増加に過ぎない。しかも、関連科目が統廃合（解剖技術は外科手術学に、処方学は製薬学に吸収か）されたとすると、純増は数学（代数、幾何学）、外科手術学（三年制時、明治十二年夏期より）の二科目であって、学科目の全体構成には殆ど変化はない。従って、カリキュラム改正の主眼点の第一は、生徒の学習能力を無視した三年制を放棄し、あくまでも現実の生徒の学習可能な「授業時間」軌道を敷設することにあつた、と解される。第二には、「健全學」を「衛生警察學」に変更したことが挙げられる。後述するが、「衛生警察學」は新ウィーン学派医学に固有の学であつて、ローレッツが公立醫學校の学科目制定に采配を振るつた直接的証左の一つと言えよう。第三には、三年制時、「學科表」には見られないが時間割表に頭れる後藤新平の「診斷學」が消え、ローレッツの講ずる「産科學」が登場することである。この結果、ローレッツは内科外科は臨床講義で、婦人病、産科、皮膚病、梅毒の諸科は講義でと、眼科を除く臨床全科をカバーできることとなった。第四には、ローレッツは基礎医学については全面的に日本人の訳官、訓導に分担させたが、三年制時の「學科表」にあつても時間割表には姿を見せなかつた社会医学系の「斷訟醫學」を自身の講義として実現させている。三年制から四年制へと移行したこの時点で、ローレッツは自らの医学教育構想をほぼ実現し得たのではあるまいか。

以下、この四年制時の改正「學科表」の全体構成をもつて公立醫學校の教育体系として扱うこととする。

公立醫學校教育体系の特色

明治十年を挟む前後数年は、本公立醫學校を含む諸医學校が踵を接して学則を改定整備した時期であるが、ここでは本公立醫學校の規則が改定された明治十二年、それ以前で且つその年に最も近い時期の医學校教育体系が判明している東京大學醫學部本科、新潟醫學所本科と本公立醫學校のそれとを比較（表7）してみよう。

右表が明らかに示すように本公立醫學校の特色としては、①多量の総学科目数と総単位数、②解剖学、就中、病理解剖学の重視、③臨床医学では皮膚科学系の実施、④「衛生警察學（医事・衛生行政学）」の実施の四点が挙げられる。

ウィーン大学医学部では、前稿（第一節形成の土壤三大学期〔新ウィーン学派〕、及び「一八七二夏学期講義題目一覧表」「同時間割表」）で触れたように、「世界の医学」(Welt Medizin)と称された高水準を保持する正教授一七人助教授八人前後に五十人前後の私講師を加えた多量多彩な教育陣容が、量的にもオーストリア「新口述試験法」配当表を遙かに凌駕するカリキュラムを支えていた。表では省かざるを得なかったが、特に臨床系では私講師によって極端に細分化された専門別分科―喉頭、齒科、耳科、聴診・打診、診断学、腎臓・尿、関節病、乳児・新生児等々―までもが講じられていた。臨床各科の極端な専門別分化が「講義題目一覧表」「同時間割表」からうかがわれるウィーン大学の特色の一つであるが、それにも増して、ロキタンスキーを擁する病理解剖学の宗家としての解剖学、就中、病理解剖学の重視、及び、「医事・衛生行政」の重視にあったことが、一八七二年に施

表7 医学教育体系比較表 A

単位…授業時間数に關係なく、一期間をもつて一単位に換算（二科目並行講義は〇、五）し、数字で表示）

社会医学	臨床医学					基礎医学					自然科学	医学体系
	法医学系	衛生学系	皮膚科系	産婦人科系	眼科系	外科系	外科系	薬理学系	生理学系	内科学系		
	衛生警察学2 断訟（裁判）医学	梅毒病論0.5 皮膚病論0.5 産科学1 婦人病学1	眼科系2 外科手術学1.5 器械及包帯学0.5	外科臨床講義・演習2 外科通論2 内科臨床講義・演習2 診断学（不開講）	原病通論（一般病理学）2 内科臨床講義・演習2 外科通論2 外科臨床講義・演習2 器械及包帯学0.5	製薬学2 薬物学2 原生物学（生理学）4 頭微鏡術1 顕微鏡術1 生理学（生理学）4	記載解剖学（解剖学）2 病理解剖学2 組織学1.5 組織学実地演習0.5	数学2 理学2 化学2	公立醫學學校 (明12)	總計35		
		0	0	計1	計10 計9.5	計4 計5.5	計10 計10	物理学4 化学4 医科動物学1 医科植物学1	東京大學醫學部本科 (明11)12, 15・11(迄同)	總計39		
	〔（ ）は実地経験1を加算〕	産科学1 眼科系1 外科手術学0.5	外科臨床講義2 外科臨床講義2 包帯学0.5 外科手術学0.5	外科通論1 外科各論1 内科各論1 病理各論1 医科臨床講義2 外科臨床講義2 外科通論1 外科各論1	内科通論1 内科各論1 病理各論1 医科臨床講義2 外科臨床講義2 外科通論1 外科各論1	薬剤学1 生理学（総論、各論）2 組織学0.5	記載解剖学0.5 物理学1 化学（無機、有機）2	新潟醫學所本科 (明10)	總計18(22)			

行されたオーストリアの「新口述試験法」配当表との対比から判明する。ここで先ず、「病理解剖学」重視と「医事・衛生行政(警察)」の二つの存在が本公立醫學校とウィーン大学医学部との共通項であることを指摘しておく。次に論旨の混乱を避けるため、同種同根ではあるが医事・衛生行政と衛生学とについて若干触れておきたい。

医事・衛生行政

ヨハン・ペーター・フランク(Frank, Johann Peter)は十八世紀末、ウィーン帝王立総合病院総裁を務め、一八一〇年以後の晩年をウィーンで過ごしたが、その著作『医事行政大系』全九巻の公刊によつて、今日、公衆衛生学の父と呼ばれている。彼の衛生思想は、「人民の健康の保全が国の責任」であり、「医事行政(medizinische Polizei)を、人民の福祉一般にかかわる行政科学(Polizeiwissenschaft)のきわめて重要な一環として理解」して、大衆の病気の背後にある社会を覗いた「啓蒙期的な人間主義」と「重商主義に立つ絶対主義国家の国益としてみられた上からの健康管理とが、この偉大な公衆衛生の先駆者において一つにブレンド」されたものであった。もともと衛生学とは、十七世紀の英国において、国家の富強政策上、人口の消長が問題となり、この国家の問題意識が出生、病氣、死亡と言う医学上の問題に直面したところから始まった、とされる。戦力としての兵士の健康管理から軍隊における衛生思想が芽生えたことについては後に触れるが、軍隊と同様に、集団生活が営まれ健康管理が要求される場としては監獄、病院などがあり、英国ではこれらの衛生改良が、クエーカー教徒等によって人道主義、博愛主義的な篤志活動として進められた。これに対し、西欧の諸大都市中最悪の非衛生都市ウィーンを抱えるオーストリアでは、国が市民の健康を管理する手段としての「法」による強制的な衛生行政が顕著で、英国等と対比される時「その背景にあった政治体制とともに、まったく時代遅れの、言うならば反動的の姿勢」と

も見られている。「大衆の病氣に対する彼（フランク）の「処方」が一にも二にも官僚的な法的規制にかかってきた」この衛生学は、勢い、行政を前面に出す「医事・衛生行政」、即ち国家が人民を医学上管理することを意味する「国家医学」とならざるを得ない。この伝統は新ウィーン学派時代にも引き継がれ、本来、衛生学（Hygiene）と法医学（裁判医学）（Gerichtliche Medicin）との二講座（二教授）に分化すべき国家医学（Staatsarzneikunde）が、ドイツでは既にミュンヘン、ヴェルツブルク、エルランゲンの三大学に衛生学教授の席が設けられた一八六五年以後のローレッツの修学時代においても、尚、この両者を包含していた。Staatsarzneikundeの教授ドラウヒーが、冬学期には Gerichtliche Medicin（裁判医学）Practische Uebungen in gerichtliche Obductionen（司法解剖実地実習）を講じ、夏学期には Medicinische Polizei（医事行政）Sanitätspoliz. Obdactionen（衛生行政・検視）を、と一セットで講義していたのである（第一節 形成の土壤 三 大学期 補遺—履修記録—一一—一四ページ 第六学期、第九学期参照）。本公立醫學校においても、Staatsarzneikundeの教授ドラウヒーから「医事行政」「衛生行政・検死」「裁判医学」「司法解剖実習」の四講義を受けたローレッツが、ウィーン大学医学部その儘に一体化された「裁判醫學及衛生警察學健全學等」を明治十二年九月十五日より開講する旨の布達が存在する。但し、実際には「斷訟醫學」のみが講義されたのは、ローレッツが「凡ソ國ニ於テ一日モ欠クヘカサル所ノ衛生法ヲ施行スルニハ其事警察事務及ビ裁判事務ト大ニ關係有リ而テ其關係タルヤ専ラ斷訟醫學ニ歸スルカ故ニ……」と新ウィーン学派の医事行政その儘の衛生思想に立ち、しかも、その根源を「斷訟醫學」に置いていたからに他ならない。

一八七〇年、オーストリアに公共衛生法が施行されて、学問的訓練を経、所定の試験に合格した公共衛生官の需要が起こり、帝国内の全医學校に衛生学講座の新設が要望され始める。ウィーン大学医学部は一八七二年、

ドイツ語圏における衛生学の創始者ペッテンコファー (Pettenkofer, Max von) を招聘したが拒否され、衛生学講座の新設は頓挫した。しかし、一八七五年 (明治九年)、「国家医学」教授ドラウヒーがその地位を去った時、漸くにしてウィーン大学にも法医学と共に衛生学 (Hygiene) の一講座が誕生する。

衛生学

衛生学発達史の一側面であるが、十八世紀からの西欧諸国における徴兵制の実施以来、軍事力としての人民 (青年) の健康管理、徴兵された兵士の健康維持が軍事上要請され始め、軍事医学の重要な部分を衛生学が占めるに至って、軍医学校では衛生学が必須科目となった。又、オーストリアにおいては衛生学は最初、軍事行政として顕れ、前述したようにこの医事行政が衛生学と法 (裁判) 医学に分離するのであるが、この法 (裁判) 医学の原初に「検視」があることは言うまでもない。しかし、裁判 (刑事) 手続きにも増して、「死」の判定、究明問題に日常的に直面する場合は戦場である。軍事医学の一部として「死体検査」「仮死検査」「死体取扱」が採り入れられたのは必然的要請であったのであろうか。外国人教師を擁した医学校中、金沢の石川病院内医学校の學規 (明治八年改定の石川縣内醫學々規はスロイスが在任中に固めた學則であり軍医学校色が濃い) と、海軍軍醫寮學舎規則 (明治七年) の軍医学校系二校の社会医学諸学において衛生学 (健全学、保全学) と検視関係の二学科が共通して存在していた所以と考えられる (表8参照)。

尚、「Hygiene」は「衛生学」の訳語が定着する以前、「健全学」「保全学」「健康学」「保健学」などと翻訳されていた。「衛生学」の語を創出したのは長与専齋である。

．．．原語を直訳して健康もしくは保健などの文字を用いんとせしも、露骨にして面白からず、．．．ふと『莊子』の「庚桑楚篇」に衛生といえる言あるを憶いつき、．．．字面高雅にして呼声もあしからず．．．

本公立醫學校教則（明治十一年）以後、主要な医学校で「衛生学（Hygiene）」が学科学目表に現れたのは先ず、明治十三年二月制定の金澤醫學校通則であり、次いで明治十三年十月の岡山県布達「医学生募集規則」、明治十四年六月制定の東京大学醫學部別課醫學科課程に記載される。更に、医学校を甲、乙に振り分けた明治十五年五月改定の醫學校通則に明記されたこと¹²によって、漸く日本においても基準科目として認知されるに至った、と言えよう。東京大學醫學部醫學本科は明治十六年一月の「學科課程」改正¹³によって「衛生学」認知の趨勢に追随している。

明治十年以前に衛生学を学科学目表に加えていた海軍軍醫寮學舎、金澤醫學校の前身石川病院内の医学校、及び、同校教師スロイスが一八五〇年代前半に卒業したウトレヒト陸軍軍医学校との医学教育体系比較表B（表8）を次に掲げるが、ここで、改めて「医事（衛生）行政」と「衛生学」とは同種同根であつても、イコールではないことを繰り返しておく。

非選択制カリキュラム—軍医学校—

前述したように新規則中、「醫學校事務官職制章程」の「教頭職務章程」においてその第一条に、「醫學生徒ヲ教育スル」とあるが、校長の「事務章程」中には教育に直接関わる規定は一切なく、その職分は「一切ノ事務ヲ總括スル」ことである。従つて、直接、教育に関する全権が、カリキュラム決定を含めて、教頭に帰属すること

表 8 医学教育体系比較表 B

社会医学	臨床医学	基礎医学	自然科学	医学体系
				医学校
健康学 人為呼吸法 医科断訟法 仮死検査法 精神病学 医学歴史	普通病理学 各自病理学 内科臨床講義 打驗方 聽驗方 検温器用法 普通外科学 各自外科学 外科臨床講義 軍中療法 包帯学 エレキ用法 外科手術学 眼科学 婦人生殖器病学 産科学 皮膚病学 徴毒治療 男子生殖器病学	普通病理学 各自病理学 内科臨床講義 打驗方 聽驗方 検温器用法 普通外科学 各自外科学 外科臨床講義 軍中療法 包帯学 エレキ用法 外科手術学 眼科学 婦人生殖器病学 産科学 皮膚病学 徴毒治療 男子生殖器病学	植物学 動物学 理学 無機化学 有機化学 記載解剖学 局所解剖学 病理解剖学 顕微鏡学 生理学 中毒学 薬剤学	石川県病院内医学校 (明治8)
衛生学 死体取扱実習	病理学・治療総論 内科学 内科実習 系統診断法 外科学 外科実習 包帯実習 外科器具使用法	病理学・治療総論 内科学 内科実習 系統診断法 外科学 外科実習 包帯実習 外科器具使用法	植物学 同実習 物理学 化学 同実習 解剖学 同実習 病理解剖学 顕微鏡術 生理学 薬理学 中毒学 薬物・処方学 薬学実習	ユトレヒト陸軍軍医学校 (1855)
保全学 死体検査学	産科学 *学科目には見られないが内外科臨床教育は海軍病院で行われたと推測される。	病理学 内科学 外科学	植物学 動物学 化学 有機化学 無機化学 解剖学 局所解剖学 組織学 生理学 薬剤学 本草学	海軍軍醫寮學舎 (明治7)

は規定上明白である。新規則作成審議の段階から自明のこととして、この教頭に教師であるローレッツが想定されていたことは、当時の公立醫學校の人材から観て疑う余地はない。

本公立醫學校のカリキュラムを作成するに際して、本公立醫學校唯一、西欧近代医学教育―それもヨーロッパ最高位の一つと目されていたウィーン大学医学部における―を体験しているローレッツは、事実上の教頭としての権限を行使し、与えられた規制条件の中ではあるが、最大限に自らの構想を実現できる立場にあった。しかし、ローレッツが教頭権限を最大限に駆使したとしても、十九世紀半ば以降のドイツ的な大学医学部カリキュラムをその儘、当時の日本へ直輸入することは、以下に述べる理由で不可能であった。

周知の通り、十九世紀半ばのドイツ語圏の大学では、学習の自由―基本的な学科目配当に沿った上ではあるが、学生が受講科目を選択できる自由―と、教授の自由―開講の自由は、必然的に、教授・私講師間に学生争奪の激烈な競争を生じせしめる（この事例は既に第一節 形成の土壌 三 大学期 四四―六五ページで紹介した）―が確立していたが、この二つの自由を有するドイツ的な大学が成立し得る基本的な前提条件として、中等、高等教育の成熟度が一定水準以上に達していることが挙げられよう。例えば、ドイツであればギムナジウム等の中等教育が制度的にも実質的にも確立し、ギムナジウムの行うアビトゥーアが主たる大学入学資格認定試験としての權威を与えられるに至って始めて、生徒の大学選択も可能となる。又、大学など高等教育機関が教授資格保有者を次々と産出するに至る程成熟した時、各大学には教授、私講師が溢れ、彼らの間では名誉と実益とを巡って受講生の獲得競争が生ずる。学生の側から言えば、この教員の競争によって同一ないしは類似学科が複数列举される多彩な時間割表が出現し、自由な受講科目選択も可能になるのである。

こうした前提条件は明治十年代初頭の日本では整っていないどころか、「学制」頒布後僅か数年、初等教育の

就学率は四〇%強（愛知県では四〇%未滿¹¹⁵）、中等教育では七八四校の公私中学校を数えた（明治十二年）が、七割が一学校一教員で、修業年限も二―六年と著しい格差があった¹¹⁶。明治十三年、教育令の適用によって多くの私立中学校は整理され、愛知県では愛知縣中學校と寶飯中學校の二校のみが存在していた¹¹⁷。学制上、ドイツ語圏のように中等学校の卒業生が大学に直結するに至るには、明治十九年の中学令による高等中学校の設立を待たねばならなかった¹¹⁸。大学に至っては法・理・文の三学部と医学部の複合体である東京大学只一校に過ぎない。その東京大学医学部にしても教・学の自由を根幹とするドイツ式の大学医学部ではなかったことは前述した通りである。ローレツが、仮に、ウィーン大学医学部カリキュラムの直輸入を図ったとしても、絶対に不可能な状況に愛知県を含む日本全土があつた、と言えよう。

ある固有社会の需要に応ずる医師を育成するため、必要最小限の学科と学習階梯を設定し、学科は勿論、非選択制で、厳格な規律と試験制度によって、所定年限内に必要能力を習得させる医学教育制度として、十九世紀半ばの西欧は軍医学校を持っていた。オランダにはポンペ以来八名もの軍医をお備い外国人教師として日本へ送っているユトレヒトの国立陸軍軍医学校があり、ドイツにはミュルレルやシエルツェも勤務したプロシヤ陸軍軍医学校（フリードリヒ・ヴィルヘルム内外科学校）があつた。

周知のように、明治初年の医学校創設期に來日した外国人医学教師の多くは軍医であつたが¹¹⁹、このことは、大東校時代のドイツ人教師招聘の事例で言えば、非選択で最小限度の学科を秩序付けたカリキュラムと厳格な成績評価とによって、必要水準を持つ医師を養成する、と言う意味では「軍医学校」的な医学校のみが、日本では実現可能、との認識が彼我（プロイセン政府と日本政府）の為政者にあつたことを示唆してはいないだろうか。

本公立醫學校のカリキュラムを決定する際、ローレツは全く白紙の状態から構想し始めた訳ではなく、当然、

彼の脳裏に刻み込まれていた複数の医学教育体系のイメージを基に勘合した筈である。彼の脳裏には、自身が正規生、非正規生として修学したウィーン大学医学部の教育体系が先ず在り、その周辺に同医学部での修学中に見聞した他機関の医学教育体系や、自らが内科外科各々の学位取得に際して関わったオーストリアの「新口述試験法」で規定された教育体系があった、との推測までは許されるであろう。

同じウィーン市内に存在する公的な医学教育機関としては、広義にはウィーン学派の範疇にあると解される(後述)軍医学校ヨーゼフィナム(Die medicinisch-chirurgische Josephs-Akademie)が筆頭に挙げられよう。¹²¹

ヨーゼフィナム

一八四八年―ウィーンにも革命の火が燃え盛った年―に閉鎖されたヨーゼフィナムはウィーン大学に継承される。ウィーン大学はヨーゼフィナムの校舎、博物館、図書館、植物園を大学のために流用したが、同時に、まだ学業を終了していない高、低両コースの生徒達をも引き受けて、ウィーン大学医学部で学業を続行させる。

その後、紆余曲折を経て一八五四年、ヨーゼフ一世は次のように布告した。

この五カ年の経験で、ヨーゼフィナムと大学の連合による朕が軍隊への軍医の供給は安定していないことが判明した。依って、一八四八年前に存在した内外科ヨーゼフ・アカデミーを分離独立させ、包括的な軍医教育機関として再建することを命ずる。¹²²

これによって再建なったヨーゼフィナムの概要を左記の通りである。¹²³

- ① 設立目的 帝・王国軍の軍医育成、及び、医学全般、就中軍事医学の促進を使命とする。
- ② 授業計画 基本的には、大学ないしは国内の民間内外科教育機関のカリキュラムに準ずる。
- ③ 認定権限 所定のカリキュラムと、学問的等級と威信を与えるに相応しい厳格な試験とを了えたのち、生徒は医師或いは外科医師として大学ないしは国内の民間内外科教育機関に帰属させ、これによって彼らに通常の学位を交付する。
- ④ コース
 - 一 内外科博士を育成するための高コース。将来は上級軍医職の高位に昇る。
 - 二 外科医を育成する低コース。将来は下級軍医職に就く。
- ⑤ 志願者の資格及び条件
 - 一 オーストリア帝王国民であること。
 - 二 年齢は高コース最長二十四歳、低コース十五〜二十二歳―洗礼証書提出。
 - 三 健康で強壯な体格―学位取得軍医による健康診断書と、種痘済証の提出。
 - 四 必要な予備教育―全ての学校及び学業証書、高コース志願者に関しては国内上級ギムナジウムのマトゥーラ（大学入学資格認定試験）証書提出。
 - 五 入学前の生活態度に問題がないこと―品行証書の提出。
 - 六 一〇〇フロリンの入学金を供託すること。
 - 七 高コース志願者は学位申請後の一〇年間、低コース志願者は外科医認可後の八年間、帝王国軍に軍医勤務の義務を承認すること。

その後、ヨーゼフィナムは一八六四年に低コースを放棄し、一八七四年には高コースも廃されて、軍医中央学

校 (Die militärärztliche Centralschule) へと変身、以後、軍事医学の主要な学科が帝国内の全大学で講義されることとなったが、一八五四―一八七四年間に七〇〇人以上の医学全般にわたる学位取得者を産んだ。この間、規則の簡略化など若干の変更はあったが、教授内容は別として学科表(後出)自体には変化はなかった模様である。⁽¹⁵⁾

ヨーゼフィナムとウィーン大学医学部との関わり

両校共に設立母胎はオーストリア帝国であり、ウィーン市内に在る、というだけでなく、ヨーゼフィナムが一八四八年から一八五四年にかけて約五年間閉鎖されていた際は、建物設備から生徒までウィーン大学医学部に吸収されていたことは前述した。ヨーゼフィナム復興後も、その高コース卒業生が学位取得する場合は、地理的にみてウィーン大学医学部が主であったと思われる。学位取得に関しては本校と予科、程の関係にあったと言える。ヨーゼフィナムのカリキュラムは大学に準ずることになっていたが、当然、地元で世界の最高水準にあったウィーン大学医学部のカリキュラムに最大の影響を受けたと思われる。

しかも、教員人事の面でもこの両校は無関係ではなく、兼任教授さえ存在する。下記は一八五四―一八七四年の間のヨーゼフィナム教育陣容⁽¹⁶⁾である。

人名

在職機関

エゲレック (Egeregg, Karl Heidler Ritter von) 校長 一八五四―七四

●ランガー (Langer, Karl) 記載解剖学 一八五六―七〇

エンゲル (Engel, Josef) 記載解剖学 局所病理解剖学 一八五四―五六

エッティングスハウゼン (Ettingshausen, Constantin Ritter von) 一八五四―七一

鉱物学 動物学 植物学

ルードヴィヒ (Ludwig, Karl) 生理学

一八五五―六五

ヘリング (Hering, Edward) 生理学

一八六五―七〇

シュナイダー (Schneider, Franz Celestin) 化学

一八五四―七〇

ベルナツィク (Bernatzik, Wenzel) 病理総論 薬理学 薬品学

一八五四―七四

●ドゥヘク (Duchek, Albert) 内科病理学・治療各論及び臨床

一八五七―七一

クヴォステク (Chwostek, Franz) 内科病理学・治療各論及び臨床

一八七一―七四?

チアリ (Chari, Johann) 助産学 婦人・小児科学 電気療法

一八五四

●シュペート (Späth, Josef) 助産学 婦人・小児科学

一八五五―六一

兼私 ●ブラウン (Braun, Gustav) 助産学 婦人・小児科学

一八六二―七三

兼助 ●カリオン (Carion, Karl Stellwag von) 眼科

一八五八―七三

ピタ (Pitha, Franz Freiherr von) 外科病理学・治療各論及び臨床

一八五八―七三

私 ●ベーム (Böhm, Karl) 外科理論 医療工具 包帯学

ポドラツキー (Podrazky, Josef) 外科理論 医療工具 包帯学

助 ●シュヴァンダ (Schwanda, Mathias) 内科理論 (低コース)

ハウシュカ (Hauschka, Dominik) 内科病理学・治療各論及び臨床

ハウシュカ (Hauska, Ferdinand) 裁判医学 衛生行政

兼私 ●レーダー (Reder, Albert) 皮膚病及梅毒

非常勤講師?

(在任期間表示なし)

チマニ (Chimani, Richard) 耳科

私 ● ラニー (Lanyi, Johann von) 齒科

シドロ (Sidlo, Thomas) 咽頭科

ノヴァク (Nowak, Josef) 病理化学

●印はヨーゼフィナム離任後、或いは在任中にウィーン大学で教鞭を取った(「兼」はウィーン大学、ヨーゼフィナム双方の教職を兼任、「助」はウィーン大学医学部助教授、「私」は同私講師、無印黒丸は同正教授をそれぞれ表す) 人々である。⁽¹⁸⁾

更に言えば、一八七一年当時、梅毒学正教授で帝王立総合病院の医長であったイラノア (Ilanor, Karl Sigmund Ritter von) も一八五四年以前にヨーゼフィナムに在職していた。⁽¹⁹⁾ 又、右表中のノヴァクは、一八七五年、ウィーン大学医学部において「国家医学」が法医学と衛生学とに分化した時、最初の衛生学教授に就任している。⁽²⁰⁾

尚、ランガー、カリオン、ブラウンの三人はヨーゼフィナムの教室を使用しての講義である(第一節「表9ウィーン大学医学部 一八七一 夏学期 講義題目一覧表」四五―五四ページ 参照)。以上、歴史的関係、カリキュラム、教員人事等々を総合すれば、両校は本科と予科、ないしは別科との関わりにも比すべき一体的な関係にあり、この点ではベルリン大学医学部と一体化されていたプロイセンの軍医学校フリードリヒ・ヴィルヘルム内外科学校と酷似している。換言すれば、ヨーゼフィナムは新ウィーン学派の裾野を形成する存在、とも言えよう。

(三) 本公立醫學校と新ウィーン学派二校との学科目対応

ここで、ローレッツがウィーン大学医学部、ヨーゼフィナム、⁽¹³⁰⁾「新口述試験法」配当表の内、どの教育体系を最も多く採り入れたかを、左の医学教育体系比較表C(表9)によって追ってみよう。

公立醫學校の学科表に見られるのは「衛生学」(Hygiene)ではなく「衛生警察」(Sanitäts-Polizei)又は、Gesundheits-Polizei)である。「警察」なる訳語の生硬さからその原語が「Polizei」と知れるのであるが⁽¹³¹⁾。新ウィーン学派衛生学の遅れた段階を象徴するこの「Polizei」の訳語「警察」が本公立醫學校の学科目表に存在する一事だけでも、新ウィーン学派教育体系との関わりを看取できるのであるが、更に、その関わり方を探るため右表中に太字と傍線で、本公立醫學校とヨーゼフィナム及びウィーン大学医学部との学科対応を表示してみた。

三校(ヨーゼフィナム低コースは除く)に共通する学科目は下記の通りである(太字)。

基礎系 記載解剖学 病理解剖学 生理学 薬理学

臨床系 内科(病理学) 総論 内科臨床 外科総論 外科臨床 器械及包帯学 眼科学理論 婦人病学 産

科学

社会系 衛生行政 裁判医学

本公立醫學校とウィーン大学医学部の間だけに共通する学科目は下記の通りである(傍線)。

基礎系 組織学 実地組織学 顕微鏡用法

臨床系 外科手術学

表9 医学教育体系比較表

C

医学体系	医学学校	ヨゼフイナム(一八五四—一八七四)	ウイーン大学医学部	オーストリア「新口述法」配製表
医学体系	(公立医学学校) (明十一—十三)	低コース(三年制)	(一八六一—一九七二)	(一八七二)
解剖系	記載解剖学(解剖学) 病理解剖学10 組織学7.5 顯微鏡術5 原生学(生理学)20 薬物(薬理)学10 製薬学10 処方学(不問講)小計20.5	記載解剖学10 (通年解剖実習2) 病理解剖学10 記載解剖学10 同所 解剖学実地実習6 解剖実習40 病理解剖学10(通年実習)	記載解剖学 局所解剖学 系統解剖学 比較解剖学 解剖実習 胎生学 外形解剖学 (解剖実習のための解剖室を終日開放) 病理解剖学総論 病理解剖学各論 実地病理解剖学実習 組織学 実地組織学 顯微鏡用法 生理学 牛生理学及上級解剖学 音声 原語 人体生理 薬理学 毒物学 生薬学 処方学	病理学・治療総論 病理学 治療各論 植物学 電気療法 内科学 治療各論、及臨床 外科病理学及臨床 外科臨床(付外科病理学各論及び治療法講義) 外科器具及包帯学(付実習)
生理系	薬理系	生理学及比較解剖学 薬理学(薬劑学)5 10	生理学 牛生理学及上級解剖学 音声 原語 人体生理 薬理学 毒物学 生薬学	病理学・治療総論 植物学 治療各論、及臨床
基礎系	薬理系	薬理学(薬劑学)5 10	薬理学 毒物学 生薬学	病理学・治療総論 植物学 治療各論、及臨床
内科学系	原病通論(一般病理学) 内科臨床講義・演習 診断学(不問講)計20 外科通論10 外科臨床講義・演習 器械及包帯学2.5	内科理論20 内科病理学・治療各論及臨床20 外科基礎5 外科病理学・治療各論及臨床20 器械及包帯学(付実習)5	内科病理学・治療各論及臨床40 外科基礎5 外科病理学・治療各論及臨床40 器械及包帯学(付実習)5	病理学・治療総論 植物学 治療各論、及臨床
外科系	外科手術学7.5 眼科学10 計30	外科手術学(通年死体手術実習)	外科手術学 外科手術学実習 死体実習	外科解剖学実習 外科手術学実習
産婦人科系	婦人病学5 産科学5 皮膚病論2.5 梅毒病論2.5 小計7.5	助産学理論5 (終了後実地演習)	婦人・小児科講義5 助産学理論5	産科・助産学講義、及臨床 小児科臨床 助産学実習 皮膚科臨床 梅毒臨床
皮膚科系	皮膚病論2.5 梅毒病論2.5 小計7.5	助産学理論5 (終了後実地演習)	助産学理論5	産科・助産学講義、及臨床 小児科臨床 助産学実習 皮膚科臨床 梅毒臨床
眼科学系	眼科学10 計10	眼科学理論6 実地眼科学及臨床10	眼科学理論6 実地眼科学及臨床10	外科解剖学実習 外科手術学実習
産婦人科系	婦人病学5 産科学5 皮膚病論2.5 梅毒病論2.5 小計7.5	助産学理論5 (終了後実地演習)	婦人・小児科講義5 助産学理論5	産科・助産学講義、及臨床 小児科臨床 助産学実習 皮膚科臨床 梅毒臨床
衛生学系	衛生警察(行政)学10 断駁(裁判)医学5 計15	*付戦地 衛生行政* 5 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3 (二年終了後三ヶ月ウイーン衛成病院勤務実習)	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	精神病学 精神術臨床講義 衛生行政 精神術臨床講義 衛生行政検視 種痘 裁判医学 司法解剖実習 醫學史
法医学系	断駁(裁判)医学5 計15	軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3 (二年終了後三ヶ月ウイーン衛成病院勤務実習)	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	精神病学 精神術臨床講義 衛生行政 精神術臨床講義 衛生行政検視 種痘 裁判医学 司法解剖実習 醫學史
社会学	計15	衛生行政* 5 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3 (二年終了後三ヶ月ウイーン衛成病院勤務実習)	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	精神病学 精神術臨床講義 衛生行政 精神術臨床講義 衛生行政検視 種痘 裁判医学 司法解剖実習 醫學史
計15	衛生行政* 5 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3 (二年終了後三ヶ月ウイーン衛成病院勤務実習)	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	精神病学 精神術臨床講義 衛生行政 精神術臨床講義 衛生行政検視 種痘 裁判医学 司法解剖実習 醫學史
計15	衛生行政* 5 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3 (二年終了後三ヶ月ウイーン衛成病院勤務実習)	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	衛生勤務 軍衛生行政* 5 裁判医学及行政 5 政5 獸医学3	精神病学 精神術臨床講義 衛生行政 精神術臨床講義 衛生行政検視 種痘 裁判医学 司法解剖実習 醫學史

以上、太字と傍線で示した各々の学科目対応と、前述した非選択制医学の校カリキュラムのみが移植可能であった当時の日本の教育状況との二つの観点からだけ判断すれば、本公立醫學校学科目表―教育体系―は、自然科学を除いて、ヨーゼフィナム高（五年）コースの学科目表を柱とし、ヨーゼフィナムの教育体系がウィーン大学医学部のそれから切捨てざるを得なかった諸学科を、全て採り込んだ形と解される。

しかし、この解釈には次の前提条件が充足されなければならない。それは、ローレッツが新ウィーン学派医学を全体的に一つの医学教育体系として移植しようとしたか否かである。是とすれば前述の解釈に近い結論となるが、非とすれば、当時の日本各地の何れの医学校においても、基礎医学（記載解剖学、生理学、薬理学）、臨床医学（内科総論、内科臨床、外科総論、外科臨床、器械及包帯学、眼科学理論、婦人病学、産科学）の根幹科目までは既に固まっていたので、それ以外の学科目―病理解剖学、衛生行政学、皮膚病学、梅毒学―を個々単独に（体系のミニマムとしてではなく）新ウィーン学派医学から借用した、と言う消極的な結論に導かれ得る。しかし、この消極論に立てば、四年制の本公立醫學校が五年制の東京大學醫學部に近い多量の学科目数、総単位数を設定した積極性を説明できない。結局この問題は、ローレッツの医学教育移植に関する認識と情熱の多寡に帰する。現在の段階ではローレッツが医学教育移植に関してどのように認識していたかを知り得る史資料を見出していないが、少なくとも、来日に当たって叔父シェツファアの東アジア弁理行使赴任に便乗し、領事館付医官の官職までを獲得、日本探検旅行を実現させた積極性と情熱的な性格は、本公立醫學校時代の対外的諸建議からもうかがわれる。高知におけるローレッツ傷害事件と併せて、ローレッツの性格を直情的なまでの情熱家と観るのは筆者のみであろうか。史資料に欠ける現在早速にその是非を決めることは差し控えるが、この前提条件は満たされていたと仮定して、以下、表についての補足説明を続けたい。

本公立醫學校の自然科学系諸科目は、ギムナジウムで既に基礎を了え、応用諸科学を学ぶヨーゼフィナム高コースではなく、十五歳から入学できる低コースに対応しているが、その他、数学を新設したのは入学生徒に数学の学力が乏しい現実があったからであろう。

又、ヨーゼフィナム高コースが組織学、実地組織学、顕微鏡用法、処方学の基礎諸学と、臨床系の皮膚病、梅毒とを外したのは、実地―内外科病理学・治療各論及臨床―に三・五%もの比重（公立醫學校の四倍）を置いたことにより、余儀なくされた結果であろう。これらの諸学科がオーストリアにおいては基準的科目であることは、オーストリア「新口述法」配当表に照らしても明らかであるが、特に皮膚病臨床は新ウィーン学派をロキタンスキーと並んで代表するスコルダの講義であることに留意すれば、尚更、公立醫學校の三年制、四年制双方の「學学表」中に「皮膚病論」が存在することも首肯できよう。

今、最も依拠したと推測されるヨーゼフィナム高コースと比較した時、本公立醫學校には、①解剖実習の完全な欠如と②臨床教育の少量（僅か二五%）が際立ち、この面では新ウィーン学派ないしはその裾野にあるヨーゼフィナムのカリキュラム上の特色を移植したとは言い難い。

しかし、①については、先ず彼我の死体提供の基礎条件に圧倒的な格差があったことを挙げなければならない。ウィーン大学医学部の附属病院たるウィーン帝王立総合病院は二、〇〇〇床、ヨーゼフィナムの附属病院でもある衛戍病院は八〇〇床、ウィーン市内全体では、病院数四三、病床八、〇〇〇余に達する¹³²。帝王立総合病院では「年々千五百から千八百例におよぶ屍体が解剖された¹³³」。これに対し公立病院は病床数は不明であるが、解剖数はローレッツが在任した明治九―十三年の間に僅か一四体¹³⁴に過ぎない。更にその前に、漸く「解剖」が解禁された日本の医学・医療風土がある。ローレッツが「歐洲諸國ノ制ヲ斟酌シ」解剖所を建築しても、「家畜ヲ養ヒ解剖組

織二學ノ用ニ供^二」せざるを得なかつた状況下では、解剖実習を恒常的なカリキュラムに組み入れることは不可能であつた。

②についての理由は単純で、西欧医学について臨床教育のできる教師がローレツ以外にいなかったことによる。ローレツと同等水準の外国人教師を更に雇用することは、愛知県の財政上許される筈もなく、日本人教員はローレツの指導の下に分担学科目を講義することまでが彼らの能力の限界で、臨床教育は彼ら自身にも必要であつた。^一このように、①②共に当時の愛知県のみならず日本全体が置かれていた状況からの制約で、ローレツの判断、取捨選択の介在する余地はなかつた、と言えよう。

以上見てきたように、ローレツは自身の原医学体験とも言えるウィーン大学医学部の教育体系を、明治十年前後の日本、愛知県と言う風土の持つ歴史的な規制条件によつて、学科選択を許さないヨーゼフィナム高コースの教育体系に矮小化して移植せざるを得なかつたし、又、解剖実習や臨床教育を制約されて、その特色の全てを教育体系に採用することはできなかつた。しかし、前述した前提条件の是非を離れても、新ウィーン学派医学の先進性のミニナム―基礎における病理解剖学、臨床における皮膚病論、梅毒病論―と、その後進性のミニナム―衛生警察学―とを併せて本公立醫學校の学科目表が具有することは、いわば、その教育体系がミニナムとして移植されているとも言えよう。

以上の見解について筆者としては、引用参照した関連史料以外に、ローレツ自身の言辞等によつて裏付け得なかつた憾みが残る。「醫學校沿革」明治十二年十二月の項に、「同月教師「ローレツ」ヨリ本校事務局へ生徒授業ニ關スル意見書ヲ具狀ス」とあるが、その意見書は未だ発掘されていない。

結 語

ローレッツが着任した明治九年五月前後の本愛知縣病院公立医学講習場の外郭を、「假規則」によって述べ、又、その実体の一端をローレッツ自身の報告によって紹介した。中島三伯の洋医学学校設立の建議書草稿を背景に初代お傭外国人教師ヨングハンスの行った講義、診療を観る時、それは洋医学の実物示教の色が濃いことを、「植皮手術」等によって例証した。

次に当時の外国人教師からの洋医学直接受容状況を全国的に俯瞰した結果、本公立医学講習場は相対的に低水準にあつたと認めざるを得ず、この期は洋医学啓蒙活動の時期として捉えるべきで、外郭としての医学学校が確立するには、ローレッツが来名し、新医学校舎が竣工して病院と併立する機関となり、新規則が実施された明治十一年四月を待たねばならなかつた、との見解を述べた。

ローレッツが本愛知縣公立病院長、及び公立醫學講習場教授として日本政府から招聘された、とのオーストリア外務省公文書を紹介し、且つ、「付医官」官位が名誉官位で無給のため、病院長・教授職への招聘は快諾したいが、「付医官」官位を放棄すれば外務省に対する違背行為ともなるので、この官位の継続に固執した有り様や、上司の弁理公使シェッフアーがオーストリアの国威発揚に益すると評価し、ローレッツの招聘受諾を認可したことを明らかにした。

新規則上、直接、教育に関する全権は教頭にあり、新規則作成中からこの教頭に擬せられていた筈のローレッツは本公立醫學学校で教授されるべき学科目をも決定できる立場にあり、明治十年半ばの新校舎落成時から明治十二年半ばの四年制移行時にかけて、次第に自己の医学教育構想を実現させた、と推測される。

この移行時の学科目を同時期の他医学校の学科目と比較すると極めて特異な学科目「衛生警察」が、本公立醫學校には存在することに気付かされる。

この「衛生警察」の淵源は新ウィーン学派医学の「医事行政」にあることが医学史書によって判明するが、ローレツ来日前のウィーン大学は未だ、衛生学以前の「医事行政」段階に止まっていた。この「警察」の原語 *Polizei* 一語だけによっても新ウィーン学派医学と本公立醫學校との関わりは指摘できよう。

一方、当時の日本は初等、中等、高等教育の学制が緒についたばかりで、教・学の自由を持つドイツ語圏内の本格的大学の直輸入は不可能であり、非選択制のカリキュラムによる軍医学校的な医學校のみが移植可能な状況にあったことを論じ、同じウィーン市内にウィーン大学医学部と密接な関係を持つ軍医學校ヨーゼフィナムが存在することに留意し、その概要を述べた。

学科目を選定するに当たりローレツの念頭には、当然、原医学体験たるウィーン大学医学部と並んで、このヨーゼフィナムの教育体系もあつた、と推測されるので、ウィーン大学医学部、ヨーゼフィナム、本公立醫學校の教育体系を対比させてみた。

この結果、断定できるまでには至らないが、ヨーゼフィナム高コース（五年制）を柱とし、ヨーゼフィナムが実地教育を重視する余り切り捨てた基礎医学諸学科目を組入れ、且つ、ヨーゼフィナム低コース（三年制）の基礎的自然科学諸学科目をも斟酌した教育体系が、ローレツの打ち立てた構想であつた、との見解を得た。

この見解は未だ仮説段階であるが、少なくとも、新ウィーン学派医学教育体系のミニマムが移植されていたとは言い得よう。

その病理解剖学に象徴される実証的科学精神に裏付けられた新ウィーン学派医学（第一節 形成の土壤 三大

学期〔新ウィーン学派〕四一―四四ページ参照〕の教育体系移植につき、史料の許す限り考察してきたが、ローレツの行った講義内容と対外的な諸建議の解明が次の第一、第二の課題である。そして、更に次ぎなる第三の課題であるが、在籍四年の間に育まれたローレツの遺産が、本学においてどのように継承され、又、他の諸医学校どのような影響を与えたかの究明がある。第一の課題については、残された講義録が極めて少ないと言う障害がある。又、第二、第三の課題は余りにも大きい。今ここでは極く大まかな展望だけを述べておこう。

ローレツの樹立したカリキュラム―外郭―が彼の離任後愛知醫學校に殆どその儘継承されたことによって、医學校通則が改定されても、「動物学」「植物学」を追加する程度でクリアされ、明治一六年一月、甲種医學校に認可される。この意味でローレツは本学に磐石の基礎を築いたと言えよう。

しかし、改正通則の東京大学医学部卒業教員二名以上の規定により、全国の甲種医學校は東大風にアレンジされたドイツ医学に席卷され、本学もその例外ではなかった。「衛生警察学」が再度「衛生学」に置き換えられたことがこの間の状況を端的に物語っている。本学における新ウィーン学派医学はローレツ一代限りであったが、講義録の残された『斷訟醫學』だけは例外で、明治十九年には一冊本として再刊され参考書として命脈を保った。

この『斷訟醫學』は明治十七年、石川県甲種醫學校で裁判医学の教科書に使用されているが、それは、ローレツが本公立醫學校離任直後に石川県醫學所へ赴任し、僅か三カ月ではあったが在任したことによる。その後ローレツは山形の濟生館醫學寮に転じ二年程滞在するが、山形県議会の解任決議により帰国を余儀無くされる。改正通則により本公立醫學校と同様、両校ともお傭い外国人教師は東京大学医学部卒業教員に置き換えられ、日本に

おける新ウィーン学派的医学は終焉する。

但し、全てが終焉する訳ではない。ローレツの残したカリキュラムが離任後の愛知醫學校を支えたこと以外に、特筆すべきは、衛生行政、及び精神病院設立に関する数々の建議、答申であろう。

ローレツの精神病院設立建議、長谷川泰への答申、双方の核をなす「ノンレストライント・システム」は、東京府癲狂院の板間室、運動場を欠いた平面構成に見られるように、明治十年代初頭の日本では顧みられることもなく埋没する。呉秀三が「癲狂村（精神病者の作業療法）につきて」と題する講演で、改めて「ノンレストライント・システム」を我が国に紹介したのは、二〇余年後の明治三十五年であった。

一方、ローレツのもたらした衛生行政思想は、愛弟子の後藤新平を介して日本の衛生行政に直接的に反映させられる。在名時から衛生行政活動についてはローレツの分身的存在であった後藤は、衛生官僚として日本の衛生行政を直接荷なうことになる。又、後藤は台湾民生長官、満州鉄道総裁として植民地経営に辣腕を振るうが、その政策の根幹は、この衛生行政思想―後のドイツ留学によって更に補強されたものであるが―に裏付けられたインフラ（産業、生活基盤の社会資本）の充実政策であった（このインフラ重視の政治手法は後藤の東京市長時代、今は幻となった東京都市計画―帝都復興計画―にまで発展する）。

オーストリア国力増強の目的に沿った新ウィーン学派医学の医事・衛生行政思想は、明治以降、日本政府が採った「富国強兵」政策にも完全に適合していたのである。

おわりに

本拙稿に手を染めてから、既に、丸六年を経て、漸く、第一の主題「ローレツ来名と新ウィーン学派医学の変容移植」まで辿り着いたところである。尚今後、自身に課した主題としては、ローレツが本公立醫校で行った諸講義の解明があり、更には、衛生行政、精神医学関係の諸建議の究明がある。將に日暮れて道遠しの感しきりであるが、一つの区切りではあるので、ここでこの針の先で穿った程の小論考に惜しみない御援助を賜った諸先生方に対する謝辞に頁を割きたい。

謝辞

本拙稿は『名古屋大学五十年史』通史編執筆の基礎調査として手を着けたものですが、まだ何の研究業績もない調査開始の時期から現在まで、資料収集費の確保、調査のため減少した本務（図書館業務）勤務時間に対する人的手当て、その他、取材から執筆全般に亙る、加藤延夫教授（現名古屋大学総長、当時名古屋大学史（医学部）編集委員長、前名古屋大学史編集委員長）の一方ならぬ御配慮と、歴代医学部長、事務長の御尽力の賜物であることを、先ず、記して、心から感謝の意を表させて戴きたいと存じます。

資料につきましては、小形利彦（山形）、小関恒雄（新潟）、岡田靖雄（東京）の三先生から貴重な御手持ち資料の数々と御教示とを賜りました。又、左記機関からは業務の枠を超えた好意あるお計らいによって、それぞれ、

本稿の核となった様々な資料を入手することができました。

水沢市立後藤新平記念館 山形市郷土館 京都府立医科大学図書館

ウィーン大学医学史研究所 ウィーン大学文書館 ウィーン大学図書館 クロメーヂシュ文書館

オーストリア国立図書館

又、医学関係の記述につきましては、全般的に加藤延夫教授に御査読を載いた外、医学部形成外科島居修平教授にも一部御査読を仰ぎました。

更には、本稿作成について懇切丁寧な御助言を賜った歴代の名古屋大学史編集室長と室員の諸先生方に厚く御礼申し上げます。尚、ドイツ語ハンドシュリフトの翻刻、及び翻訳については、立川稀代子、津田純子、馬場勝彌の先生方に御教示を仰ぎました。

文中、引用、参照させて戴いた先行論文・著作には限り無い学恩を蒙りましたが、著作者の御芳名を挙げる際、一切の敬称を省かせて戴きました。御寛容の程お願い申し上げます。

末尾ながら、厳しい労働条件の中で御理解と有形無形の御支援を戴きました名古屋大学附属図書館―特に医学部分館―の元同僚の皆様にも心から御礼申し上げます。

(一九九二・八・二〇)

注

(1) 愛知縣とヨンゲハンスとが「取結条約」においては、ヨンゲハンスの国籍は「合衆国」であり、佐賀県の文部省宛報告書でも「米合衆国」とあり、又、『院校第一報告』でも、アメリカ領事館の斡旋で当愛知県に招聘された「北米合衆国人」とし

ている。しかし、『愛知縣布達類集』無号明治六年五月の項に「獨逸人イーンハンス」とあり、離日後ニューヨーク州にあったヨンゲハンス宅に下宿した福沢桃介のドイツ生れとの紹介（『福沢桃介の人間学』五月書房 昭和五十九年）、司馬凌海が学んだドイツ語の師が「獨逸の醫師と自稱する男」ヨンゲハンスであったとの入澤達吉の言（「司馬凌海傳」『中外醫事新報』昭和四年）もあり、出生、學歷、職歴に関わる現地資料が皆無の現在、確認の術がないが、ドイツに生まれ、後アメリカ国籍を取得したドイツ系アメリカ人と観られよう。ローレツは後掲報告¹⁶の中で、この前任者の名に「Deutsch. Amerikaner」と冠している。

(2)

中嶋三伯

大納言様御匙相勤候様ニ与之御事候

（尾張藩慶應四年『惣帳届留』）

同二月十七日

中嶋三伯

大納言様御匙相勤候様ニ与之御事候

右ニ付御番料五拾俵被下之候

（中嶋三伯「勤書」下書『中嶋三伯文書』の内）

(3)

中嶋三伯 殿 病院

相達儀有之

候条明廿七日

午前第十時

出頭可有

之事

八月廿六日

(愛知縣病院からの出頭命令書『中島三伯文書』の内)

中島三伯

病院附属申付候事

明治六年八月廿七日 病院

愛知縣
病院印

(愛知縣病院の辞令『中島三伯文書』の内)

又、「過日病院附属ノ命ヲ蒙ル醫輩五六名・・・」(「醫學學校設立ノ意見」)「病院隆盛ニ赴クノ意見」草稿別断簡の一部)とあり、数名がこの時任命されたと知れるが、三伯以外は不明である。他の奥医師連でもあったのだろうか。

(4) 下記拙稿二編を参照されたい。

「ある藩医の明治維新―中島三伯試論―」(『東海地区大学図書館協議会誌』第二十一号 九―十六ページ)

「中島三伯試論―晩昏再考―」(『東海地区大学図書館協議会誌』第二十七号 八―三二ページ)

尚、中島三伯遺稿、及び関係文書写(電子複写)(名古屋大学附属図書館中央館所蔵)は、注中、『中島三伯文書』と一括して表記した。

(5) 「衛生局第一第二報告明治8年7月―10年6月」第七款 醫師藥舗及衛生吏 其一 醫師 三九―四一ページ、及び、「醫師表」甲ノ號「八年度醫師人員表 自明治八年七月至明治九年六月」(『明治期衛生局年報』) / 内務省編 一 原書房一九九二に依る。

「・・・其他ハ漢法或ハ漢洋折衷或ハ皇漢折衷ト唱フル者ナリ今此開業醫師ヲシテ其多年慣馴セシ技術ヲ廢棄シテ新ニ眞正實理ノ西洋醫學ニ就カシムルハ到底行ハル可ラサルノミナラス行政上亦タ決シテ爲ス可キノ「ナラス・・・故ニ唯後來開

業スル者トヲ區別シ姑ク彼レヲ不問ニ置キ專ラカヲ後進子弟ノ誘導ニ竭シ妙齡ノ生徒ヲシテ善良ノ學科ヲ履マシムルコトヲ勉メ其成功ヲ久遠二期スルヲ以テ目的ト爲セリ」(同右三九二ページ)

- (6) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 九ページ
- (7) 『愛知縣布達類集』 / 「愛知縣編、発行」明治九年 四四二丁
- (8) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 一〇ページ
- (9) 『名古屋大学医学部九十年史』 / 「原進一郎原編」青井東平編 名古屋大学医学部学友会 昭和三十六年(以下、『九十年史』と略記) 二六ページ
- (10) (刈谷市教育委員会編 刈谷市 昭和六十二年) 十九卷 五九六ページ
- (11) 『増補日本医事大年表』 / 中野操 思文閣 昭和四十七年 二〇五ページ、及び、
Thiersch, Carl. "Ueber die feineren anatomischen Veränderungen bei Aufheilung von Haut auf Granulationen." Vortrag, gehalten in der 2. Sitzung des III. Congresses zu Berlin, am 9. April 1874. (*Verhandlungen der Deutschen Gesellschaft für Chirurgie*. Bd. 3, 1874. pp. 69-75)
尚、ティールシュに先立つこと五年前の一八六九年十二月、パリ科学会でスイスの Reverdin は医学界の常識を覆す遊離植皮の手術例を発表した。「遊離植皮の可能性が証明されるや、ヨーロッパの医学会では堰を切ったごとく、遊離植皮の追試と新しい術式の開発が相次いだ」(倉田喜一郎『植皮の歴史』 克誠堂 一九八六 二二一〜二二二ページ)。この延長線上に今日尚行われる「ティールシュ植皮」がある(以上、本学医学部成形外科島居修平教授の御教示に依る)。
- (12) 「アンダーソンとホイラー——本邦海軍軍医教育の基礎を築いた2人の英人医師——」 / 長門洋治 (『医学近代化と来日外国人』 / 宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 八六ページ)
- (13) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 一二〜一四ページ
- (14) 『南山堂 医学大辞典』 一九九〇 九三〇ページ
- (15) 「同(明治十三年) 六月 院長心得後藤新平「利斯的爾」氏消毒法ヲ以テ名古屋區鹽町佐藤丈右門妻ノ乳癌ヲ截除ス蓋シ

本院ニ於テ該法ヲ以テ手術ヲ行ヒシハ此ヲ竊矢トス但シ該器具ハ曾テ前教師「ローレッツ」ノ意見ニ因テ購シト雖モ日アラスメ解約セシヲ以テ在任中該術ヲ施ス門ヲ得サリシ」『病院沿革略誌』（『院校第一報告』第一款）三十二ページ

(16) 名古屋大学における麻酔の最初の記録は文書ではなく、明治十年七月に竣工した新病院院上等室と思われる病室で、ローレッツがスキネルのマスクを使用してクロロホルム麻酔を施し（依：『表で見る麻酔学の歩み History of Anaesthesiology』／Bayer 1973序 四六ページ）、後藤新平が執刀する手術図である。明治十年前後の作画とみられる。

(17) ヨングハンスも原始的な手法にせよ何らかの消毒法、麻酔法を行ったと思われるが記録は皆無である。

(18) 『醫學校沿革略誌』（『院校第一報告』第二款）三四ページ

(19) "Medizin und Unterrichtswesen in Japan. Nangoja(Japan), im Januar 1877." / Alb. v. Roretz. (Wiener Medizinische Wochenschrift. Nr. 15. 351-352 col. Nr. 19. 457-458 col.) は小関恒雄によって発掘され、昭和六十一年五月、『日本医事新報』No.3288 六六～六九ページに、「外国人のみた明治十年頃の日本の医学校（下）——愛知医学校の場合——」／小関恒雄 北村 智明 H・フィアンデン、として翻訳紹介された。

(20) この第七条が名古屋大学史上、初の貸出規則であり、又、「証書」と引換えに行われた筈の「貸渡」は図書館の萌芽的営みと言えよう。

(21) 『院校第一報告』第二款 醫學校沿革略誌の冒頭に「……更に教員數名ヲ置キ……」とあるのは、同書中、六ページ 診病院職員表に記されている「醫員兼譯官 越智義衛 當直醫 柳田泰治 石井榮三 柴田邵平」らを指すと思われるが、彼らは補助的にもせよ授業に携わったのであろう。石井は後、愛知公立醫學校一等訓導となる。

(22) 『醫學校沿革略誌』（『院校第一報告』第二款）三四ページ

(23) 前掲小関翻訳紹介「——愛知医学校の場合——」六九ページ

(24) 表紙内側に墨書きで「教場用二十八本之初第 號」との書き入れが各冊にある。蔵書印は『名古屋病院』、『愛知病院』、『公立醫學校』とあり、上記順にこれらの図書が引き継がれたことを物語っている。名古屋病院からの引継書をのぞけば、前掲 Foster 以外の愛知病院の蔵書は下記八点（九冊）である（数字はNDC分類番号、書誌記述はISBD方式）。

490 *Conspectus of the medical sciences : comprising manuals of anatomy, physiology, chemistry, materia medica, practice of medicine, surgery, and obstetrics* / by Hartshorne.
Philadelphia : H.C. Lea, 1896. For use of student.

492 *Clinical lectures of the principles and practice of medicine* / John Hughes Bennett. 5th ed.
New York : W. Wood, 1870.

492 *The Practice of medicine* / by Thomas Hawkes Tanner. 6th ed. Vol. 1-2.
London : H. Renshaw, 1869.

492 *Physician's dose and symptom book, containing the doses and uses ...* / Joseph H. Wythes. 9th ed.
Philadelphia : Lindsay & Blakiston, 1869.

492 *Ibid.* 10th ed.
1871.

499 *British pharmacopœia, 1867* / United Kingdom. General Council of Medical Education and Registration.
London : Spottiswoode, 1867.

499 *The Dispensatory of the United States of America* / by George B. Wood and Franklin Bache. 13th ed.
Philadelphia : J.B. Lippincott, 1872.

837 *The Standard first reader* / by Epes Sargent.
Boston : J.L. Shorey, 1 (Sargent standard series, no. 1, pt. 2)

上記中、医学概論書「リーダー」は、元々複数で存在し、教科書として使用された可能性は無くもないが、ローレツの評言「アメリカ式の問答式便覧形式のものが数冊あるだけであった」が正しければ、ヨングハンス以外の教師、医員が個人的に使用していたことになろう。

- 『ある英人医師の幕末維新 W・ウィリスの生涯』／ヒュー・コータツツイ 中須賀哲朗訳 中央公論社 昭和六〇年
二四九～三三〇ページ)
- 「ウィリアム、ウィリス君」／富士川遊（『中外醫事新報』第三百三十九号 五六二～五六六ページ）
- 「ウィリスとシドール―明治戊辰戦争の戦傷者治療に動員されたイギリス人医師たち」／蒲原宏（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 五三～六二ページ）
- (26) 後に海軍軍醫學舎長、東京慈恵医科大学を創設。
- (27) 当該医学校在任時代の講義の翻訳講義録に限定した。又、前掲参考資料以外にも『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書目録』一九七三 第三巻の内 「医学」一九一～二二八ページ、や東京大学、順天堂大学、金沢大学等の「古医書目録」より抽出した。以上については、後述する他医学校についても同様である。
- (28) 『海軍創設史―イギリス軍事顧問団の影』／篠原宏 リプロポート 一九八六 二五五～二八三ページ
- (29) 『帝国海軍教育史』／海軍教育本部編 第六卷 原書房 一九八三 一一～一八ページ、及び、前掲「アンダーソンとホイラー」。
- 尚、明治十三年一月アンダーソン解雇の際、一五名を卒業させて、軍医養成は一時中断されるが、明治十五年九月に至って再び生徒一〇名が採用される。この間、軍医の死亡・退職者が相次ぎ、又、軍医養成の間隙を埋める必要から、廃校のため大阪専門醫學校から東京大学医学部へ転入した学生生中七名を選抜し、軍医生徒として同医学部に委託している。
- (30) 『佐賀県医学史』／佐賀県医師会 昭和四十六年 一～五五ページ
- (31) 「マクドナルド―東京・静岡で活躍したカナダの宣教医」／土屋重朗（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 一一〇～一二三ページ）
- (32) 『草創のとき 横浜市立大学医学部創立史』／荒井保男編 俱進会 昭和五十九年 三～三九ページ
- 「ヘボン、シモンズとエルドリジ―開港当時の横浜で活躍したアメリカ人医師たち」／大滝紀雄（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 七三～七八ページ）

- (33) 『長崎医学百年史』／長崎大学医学部 昭和三十六年 二四四～三三八ページ
『長崎県教育史』／長崎県教育会 昭和五十年 七三六～七四七ページ
「ハラタマ、レーウエン、ブツケマとロイトルーウトレヒト陸軍軍医学校の同窓生たち」／石田純郎（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 二二二～二二八ページ）
- (34) 『大阪大学五十年史局部』／大阪大学 一九八三 二二〇～二二二ページ
「メーエル、ヨング、マンスフェルトとエルメレンス」横浜オランダ海軍病院医師及びボードインの後任医師」／石田純郎（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 二二二～二二八ページ）
前掲「メーエル、ヨング、マンスフェルトとエルメレンス」
- (35) 『京都府立医科大学百年史』／京都府立医科大学 一九七四 一七三九ページ
「明治七年改正 療病院治療條則 療病院生徒條則 療病院舎則」付表
- (36) 『金沢大学医学部百年史』／同編集委員会編 金沢大学医学部創立百年記念会 昭和四十七年 一五～六三ページ
「明治八年六月改定 石川縣病院内醫學々規」／〔石川縣病院 明治八年〕
「スロイスとホルトマン」金沢医学館の外国人教師たち」／津田進三（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 四二～四六ページ）
- (37) 十九世紀オランダの医師教育コースとしては、大学、アテナア、軍医学校、クリニカル・スクールの四コースがあった。四種の機関中、クリニカル・スクールは、田舎の外科医、産科医の需要を満たすことを目的とした最も簡易な四年生の医学校であった。理論は軽視され、臨床のみが重視されたと言う。
依：『蘭学の背景』／石田純郎編著 思文閣 一九八八 一三〇～一三二ページ
- (38) 『新潟大學醫學部五十年史』／新潟大学医学部五十年記念会 昭和三十七年 五二～一三五ページ 「ヴィダル、ヘーデンとフォック」新潟医学学校の碧い目の医学教師たち」／蒲原宏（『医学近代化と来日外国人』／宗田一等編 世界保健通信社 昭和六十三年 三四～四一ページ）

- (39) 『東京大学百年史 通史』 / 同編集委員会編 一 東京大学 昭和五十九年 二七八ページ
- (40) 「外国人のみた明治十年頃の日本の医学校(上)―東京大学医学部の場合―」 / 小関恒雄 北村智明 H・フィアンデン(『日本医事新報』No. 三二八七 五九―六二ページ)
- (41) ドイツ弁理公使アイゼンデッハー報告書(東ドイツ国立中央公文書館所蔵) 中のシエルツェ報告要約の翻訳紹介である。
- (41) 「明治初年のドイツ医学の導入について―ドイツ側新史料による東京大学史補遺―」 / 鹿子木敏範(『東京大学史紀要』第七号 三―二〇ページ)
- ドイツ民主共和国メルゼブルクの国立文書館(Zentrales Staatsarchiv Merseburg)所蔵のドイツ人お傭い外国人関係文書の翻訳紹介であるが、「五、その他の資料」にシエルツェ報告原文からの摘出翻訳がある。
- (42) 前掲(40)小関論文 五九ページ
- (43) 『日本近代医学の定立 私立医学校済生学舎の興廢』 / 神谷昭典著 医療図書出版社 一九八四 二三三―三六六ページ
- (44) デーニッツ ベルリン大学医学部教授(依：前掲「明治初年のドイツ医学の導入について」一一、一九ページ)
- シエルツェ ベルリン大学医学部卒業(依：『明治初期御傭醫師夫妻の生活―シエルツェ夫人の手紙から』 / トスカ・ヘゼキール編著 北村智明 小関恒雄訳 玄同社 一九八七 三九〇ページ)
- ヴェルニヒ 不明
- (45) 『懐旧九十年』 / 石黒忠憲 岩波書店 一九八三
- (46) 『東京―医学』 / レオポルト・ミュルレル 石橋長英 小川鼎三 今井正訳 日本国際医学協会 昭和五十年
- (47) 「ドイツ医学に関するフルベッキの証言とその時代的背景」 / 安芸基雄(『日本医学雑誌』十三(一)―三三三ページ)
- (48) 『日本近代医学のあけぼの―維新政権と医学教育―』 / 神谷昭典著 医療図書出版社 一九七九
- (49) 前掲「明治初年のドイツ医学の導入について」中のアイゼンデッハーの報告二六ページ
- 「・・・医学においては予科入学から国家試験終了までに要する全コースの期間は十年であり・・・ドイツの医師が全科目を担当する限りは、このように徹底した教育が十分に保証され、そして達成した成果は、学校の目的が真に達成されたこ

とを実証している。すなわち、四年間に八〇人の若い医師が医学士となった。．．．これらの医師は今やすべての県庁所在地の病院医師として赴任し、その地において一般の信頼を得ている。」

公立醫學校の末期から愛知醫學校時代にかけて、新教師として着任した鈴木孝之助（明治十三年卒）、奈良坂源一郎（明治十四年卒）、熊谷幸之輔（明治明治十四年卒）、川原汎（明治十六年卒）らも、右記東京大学医学部初期の卒業生の面々である。

(50) 直接受容の方式として、西欧への「留学」があることは言うまでもないが、ここで触れる余裕がない。

(51) 以下、次ページまでの注番号のない引用は、下記資料からの抽出である。

（雄松堂刊、総理府所蔵本のマイクロフィルム版）

『太政類典』第二編 第六十四卷 明治四年八月至同十年十二月

第二類 外國交際 七 外客雇入

(52) 『院校第一報告』については左記論文の指摘するとおり、その史料的精度については一抹の不安が残るが、全く、他に史資料を欠く場合は、次善の典拠とせざるを得ない現状にある。

「史料改題 愛知（県）医学校・病院刊『院校報告』についての若干の考察——『学校一覽類』の史料価値検討の一助として——井上知則（『名古屋大学史紀要』第二号 一一二—一五二ページ）

(53) 『九十年史』二三ページの「アメリカ公館の斡旋で．．．」の記述が何に依ったかは不明である。

(54) *The "JAPAN GAZETTE" Hong List and Directory for 1876. p. 33. A. von Roretz, M. D. Physician to the Austrian Legation and the German Consulate.*

(55) 原本はオーストリア国立文書館の宮廷・議会文書館 Österreichisches Staatsarchiv, Haus, Hof- Staatsarchiv) 所蔵。コピー提供 小形利彦。

文書番号 Ministerium des kais. Hauses u. d. Äussern

宮内省・外務省

Department VIII.

第八部

Port. Nr. 12746 1876

受付記録 一二七四六 一八七六

dd. 20 Mai 1876 No.1

自 五月二十日 一八七六 第一号

praes. 15 August

至 八月十五日

- (56) 前掲『東京大学百年史 通史』 一五二二ページ
- (57) 前掲『医学近代化と来日外国人』 一五五―一七三ページ
- (58) "Bericht des königlichen Ober-Stabarztes Iher Dr. Müller über die Gründung einer medizinischchirurgischen Akademie in Yedo(Japan), 1876." 依…前掲鹿子木「明治初年のドイツ医学の導入について」注(27) 一九ページ。ホフマンについては、前掲『医学近代化と来日外国人』八二―八三ページに依る。
- (59) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 一六ページ
- (60) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 三六ページ
- (61) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 一七ページ
- (62) 明治六年二月廿四日布達 改定「外國教師雇入條約規則書」(前掲『太政類典』第二編 第六十四卷 第二類 外國交際 七 外客雇入 の内)
- (63) 「自明治九年至同十年 外國人傭入取扱参考書 共四 一」の内、及び、
「澳國人ドクトルフォンローレッツ氏履歷」／愛知縣令 國貞廉平(明治十五年 澳國公使館醫官ドクトル、フォン、ローレッツ氏へ帝國勳章賜與一件)〔自明治十一年至廿年 外國人叙勳雜件 澳洪國人之部 一〕
- (64) 前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」 六七ページ
- (65) 前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」 六九ページ
- (66) 前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」 六七ページ
- (67) 前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」 六七ページ
- (68) 前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」 六八ページ
- (69) 『明治九年同十年 愛知縣布達類聚』／〔愛知縣〕 明治十二年編 二四二丁

- (70) 以下五行の引用は、前掲(16) 小関等訳「愛知医学校の場合」六八ページ
- (71) 名古屋大学附属図書館医学部分館 史料室 所蔵
- (72) 『後藤新平』／鶴見祐輔著 第一巻 勁草書房 一九六五 一五九ページ「自叙伝」
- (73) 同右 一六二ページ「父宛書信(明治九年八月三十日付)」
- (74) 「病院沿革略誌」(『院校第一報告』第一款) 一八ページ
- (75) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 三八ページ
- (76) 同右 四〇ページ、及び、『愛知縣布達類聚』 一四一丁 「明治十一年二月二日布達 甲第二十二號」
- (77) 前掲『九十年史』五二ページ
- (78) 刈谷市野田史料館等所蔵原本より愛知県公文書館がマイクロフィルム版マスター作成。名古屋大学史編集室は愛知県教育センター内教育史資料室所蔵の転写マイクロフィルムより更に複写し入手した。
- (79) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四一ページ
- (80) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四〇、四六、五〇ページ
- (81) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四三、四五ページ
- (82) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四七、四八ページ
- (83) 「同(明治十一年)十二月廿八日 冬期學課畢ル・・・此時始テ譯官兼教諭田野俊貞ノ創意ニ依リ生徒定期試験成績表ヲ製シテ印刷ニ附ス」(『醫學校沿革略誌』(『院校第一報告』第二款) 四六ページ)。名古屋大学医学部史料室所蔵の左記表がその印刷物である。
- 「愛知公立醫學校生徒一覽表 明治十一年十一月調製」
- (84) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四〇ページ
- (85) 前掲「愛知公立醫學校生徒一覽表 明治十一年十二月調製」による。
- (86) 「同(明治十一年)七月十二日 夏期學課畢ルヲ得本日ヲ以テ閉校ス・・・」

「同（明治十一年）九月十一日 開校冬期學課授業ヲ始ム・・・」

「同（明治十一年）十二月廿八日 冬期學課畢ル・・・」

「明治十二年一月十五日 夏期學課ヲ始ム」

以上、「醫學校沿革略誌」（『院校第一報告』第二款）四二、四六ページ

(87) 但し、四年制への改正時、「十七歳以上廿五歳迄」と変更される（依：『愛知縣布達類聚』明治十二年六月廿一日布達乙第百七十號）。

(88) 明治六年五月發布 改正「小學教則」第一章には「小學ヲ分テ上下二等トス・・・上等八十歳ヨリ十三歳ニ終リ・・・」

（『明治以降教育制度發達史』／『文部省内』教育史編纂會編 昭和三九年版復刻〔版〕第一卷 芳文閣 昭和六〇 四二一ページ）とあり、大半の医学校は学制上一年以上のブランクが生ずる。

「明治十年十二月・・・正確には翌十一年三月・・・」に始まる年度の予科の概要を記すと・・・修業年限五年、入学資格は年齢十四歳以上二十歳以下で・・・（前掲『東京大学百年史 通史』一 五二八～五二九ページ）

「此學ニ入ル生徒ハ小學卒業ニ準スル者ニシテ年齢十六歳以上三十歳以下トス」（明治八年六月改定「石川縣病院内學々規醫學教則」二五ページ）

「正則生ハ年齢十五年以上十八年以下ニ限リ・・・」明治十年八月制定「新潟医学所規則教則」第一条（前掲『新潟大学醫學部五十年史』一一六ページ）

「生徒ノ年齢ハ限定セスト雖モ十五歳以上ニシテ・・・」明治十年十二月文部省許可（長崎県）公立医学校設立之伺校則第三三条（前掲『長崎医学百年史』三二五ページ）

(89) 「醫學校沿革略誌」（『院校第一報告』第二款）四〇ページ

(90) 「醫學校沿革略誌」（『院校第一報告』第二款）三七、三九、四一ページ

「病院沿革略誌」（『院校第一報告』第一款）一三三ページ

(91) 「院校第一報告」第七款「愛知公立醫學校生徒員數表」、及び、前掲「愛知公立醫學校生徒一覽表」に依る。

- (92) 「醫學校沿革略誌」(『院校第一報告』第二款) 四〇ページ
- (93) 同右
- (94) 前掲「愛知公立醫學校生徒員數表」備考「從前ニケ年學期ノ二級生ヲ以テ直チニ四級トナシ一級生ヲ以テ三級トナ(四字欠)第(四字欠)二級ニ充テシモノナリ」
- (95) 前掲「愛知公立醫學校生徒一覽表」、及び、『院校第一報告』第八款「明治十二年七月 公立愛知醫學校定期試験成績表」
- (96) 前掲「明治十三年七月公立愛知醫學校定期試験成績表」欄外注記「・・・土曜日試験點數ハ該科ニ於ケル數回ノ試験點數ヲ合算平均シタルモノトス・・・」
- (97) 『院校第一報告』第五款 醫學校學科表 六二一―六四ページ
- (98) 『院校第一報告』第六款 表 甲乙丙
- (99) *Taschenbuch der wiener k. k. Universität für das Jahr 1871* / Hrsg. von Ernst Edlen v. Scheidlein. Wien : Verlag der k. k. Universität, 1871. pp. 58-79.
- (100) 以下一四行、『近代医学の史的基盤』／川喜田愛郎著 上 岩波書店 一九七七 四二五―四三七ページ「3「医事行政」的衛生感―ヨハン・ペーター・フランク」4 イギリスにおける衛生学の胎動」による。
- (101) 前掲 *Die wiener medizinische Schule im 19. Jahrhundert*. pp. 589-590.
- (102) 明治十二年『愛知縣布達類聚』九〇丁「甲第五百拾九號 明治十二年九月九日」
- (103) 『斷訟醫學』／阿爾麥笨老烈氏講述 田野俊貞口譯 石井榮三筆記〔愛知醫學校〕明治十九年 四ページ
- (104) 前掲 *Die wiener medizinische Schule im 19. Jahrhundert*. pp. 589-590.
- (105) 前掲『近代医学の史的基盤』 四三二ページ
- (106) 同右 三三六ページ「・・・そうした他殺の鑑別、あるいはまた中毒、性犯罪、詐病、その他さまざまな事件に関係して医学上の専門知識が必須である場合の多いことは言うまでもない。そこに法医学が成立する・・・」
- (107) 前掲『医学近代化と来日外国人』四六ページ

- (108) 『松本順自伝・長与専斎自伝』／小川鼎三 酒井シズ校注 平凡社 一九八〇 一三九ページ
- (109) 前掲『金沢大学医学部百年史』「金沢医学校本科生規則」七三～七四ページ
- (110) 『岡山大学医学部百年史』／同編集委員会編 岡山大学医学部 昭和四十七年 一四七～一五一ページ
- (111) 『東京帝国大学五十年史』／〔東京帝国大学〕編刊 上冊 昭和七年 八一八～八一九ページ
- (112) 前掲『明治以降 教育制度発達史』第二卷 一九九ページ
- (113) 前掲『東京帝国大学五十年史』八二六～八三二ページ
- (114) 『ドイツ大学への旅』／潮木守一 リクルート 昭和六十一年 七七～一〇一ページ
- (115) 『中等教育史 I』／〔執筆者代表 長尾十三三〕講談社 昭和五十年（世界教育史大系 二四）「プロイセン王国における反革命的中等教育政策」三〇五ページ、一八三七年六月十四日の規程によって「・・・大学入学資格試験の実施権を認められた学校、すなわち、ギムナジウムの中教育制度史上における地位は、いよいよ不動のものとなった・・・」。
- (116) 『愛知県教育史』／愛知県教育委員会編刊 昭和四十八年 二六四ページ「第二〇表 愛知県学齢児童就学表」に依る。
- (117) 『学制百年史』／文部省編 帝国地方行政学会 昭和四十七年 二二六～二二八ページ
- (118) 前掲『愛知県教育史』四二四ページ
- (119) 前掲『明治以降 教育制度発達史』第三卷 一五〇～一五一ページ
- (120) 前掲『東京大学百年史 通史』一 四二六ページ
- (121) 大學東校、東京醫學校を例にとれば、本文中で触れたミュルレル、ホフマン以外に、医学部教授会議議長格であったシエルツェも又、内外科フリードリヒ・ヴィルヘルム医学校（軍医学校）の医師正であり、来日の年は陸軍軍医であった。依：前掲『明治初期御傭医師夫妻の生活―シエルツェ夫人の手から』三九〇ページ「二五 ドクトル・シエルツェの履歴」
- (122) オランダのようにウィーン市内にも私立の簡易な医師養成機関が存在したか、と思われるが未調査である。
- (123) *Handbuch für k. und k. Militärärzte / hrsg. von Paul Myrdacz. Bd. 2. Wien : J. Safar, 1898. p. 90.*
- (124) *Ibid. p. 92.*

- (125) Ibid. pp. 98-104.
- (126) 前掲 *Handbuch für k. und k. Militärärzte*. pp. 103-104.
- (127) 第一節引用 *Öffentliche Vorlesungen an der k. k. Universität zu Wien im Sommer-Semester 1871.* 及 *Taschenbuch der wiener k. k. Universität für das Jahre 1871.* に依る。
- (128) *Das Josephinum, Biographie eines Hauses / Helmut Wyklicky.* Wien : C. Brandstätter, 1877. p.112.
- (129) 前掲 *Die wiener medizinische Schule im 19. Jahrhundert.* p. 591.
- (130) 前掲 *Handbuch für k. und k. Militärärzte*. pp. 93-95. 'Unterrichts-Plan der k. k. Josefs-Akademie, nach dem Reglement vom Jahre 1854 zusammengestellt.' (表10)
- (131) 第一節 形成の土壤 三 大学期 補遺 — 履修記録 — 二四ページ「注」(5)参照
- (132) 『澳土利國維也納醫制』 / ローレッツ氏取調〔東京府癲狂院訳 明治十二年手写〕付表 ウィーン市内病院の一覽表に依る。
- (133) 前掲『近代医学の史的基盤』下 六一—ページ
- (134) 前掲『院校第一報告』第十三款「愛知縣公立病院及ヒ醫學學校解剖表」に依る。
- (135) 本行引用：前掲「醫學學校沿革略誌」〔『院校第一報告』第二款〕四〇—四一ページ
- (136) 前掲『後藤新平』第一卷 一九七ページ「自叙伝」中に「此人（後藤新平）愛知病院醫學學校ニ再勤スルノ後・・・授業ヲ分担シ、傍教師（ローレッツ）ノ講筵ニ列シ・・・」とある（傍線筆者）。

[注了]

（たなか ひでお 名古屋大学史編集室）

Unterrichts-Plan der k. k. Josefs-Akademie, nach dem Reglement vom Jahre 1854 zusammengestellt.

Jahrgang	Semester	Lehrgegenstand	Vortrags- oder Übungs-Stunden wöchentlich	Anmerkung
I.	Winter-	Einleitung in das medicinisch- chirurgische Studium u. hierauf Mineralogie und Geognosie	5	Im Sommer-Semester finden naturhistorische Excursionen statt.
	beide	Descriptive Anatomie des Menschen	5	
	Sommer-	Zoologie	5	
II.	beide	Allgemeine und medicinische Botanik	5	
		Secier-Übungen	10	
		Physiologie und vergleich. Anatomie u. medic. Chemie nebst analytischen Übungen	5	
III.	beide	Topographische Anatomie nebst praktischen Übungen	3	
		Secier-Übungen	10	
	Winter-	Allgemeine medicinische Pathologie und Therapie	5	
IV.	beide	Pathologische Anatomie	5	Während des ganzen Jahres abtheilungsweise pathologische Sections-Übungen.
	Winter-	Chirurgische Propädeutik	5	
	Sommer-	Pharmakol. mit Einschluss der pharmac. Warenkunde Instrumenten- u. Bandagenlehre sammt Übungen	5	
V.	beide	Seuchenlehre am k. k. Veterinar-Institute	3	Während des ganzen Jahres abtheilungsweise chirurgische Operations-Übungen am Cadaver. Einmal wöchentlich 2 Stunden. Praktisch-Geburtshilfe während d. ganzen Jahres nebst theoretischer nach absolvirter Geburtshilfe.
		Specielle medic. Pathologie, Therapie und Klinik	10	
		Specielle chirurg. Pathol., Therapie und Klinik	10	
VI.	Winter-	Pathologische Chemie	3	Während des ganzen Jahres abtheilungsweise chirurgische Operations-Übungen, sowie gerichtliche Sectionen. Zur Erlernung des praktischen Spitalsdienstes muss jeder Schüler des höheren Lehrcurses nach absolvirtem V. Jahrgange durch 6 Monate im Wiener Garnisons-Spitale prakticieren.
	beide	Theoretische Geburtshilfe	5	
	Sommer-	Vorlesungen über Frauen- und Kinderkrankheiten	5	
VII.	beide	Specielle medic. Pathologie, Therapie und Klinik	10	
	Winter-	Specielle chirurg. Pathol., Therapie und Klinik	10	
	beide	Gerichtliche und Staats-Arztkunde	5	
VIII.	beide	Theoretische Augenheilkunde	3	
		Praktische Augenheilkunde und Klinik	5	
	Sommer-	Militärische Gesundheits-Polizei und der gesammte Feld-Sanitätsdienst	5	
II. Niederer dreijähriger Lehrkurs.				
Jahrgang	Semester	Lehrgegenstand	Vortrags- oder Übungs-Stunden wöchentlich	Anmerkung
I.	Winter-	Einleitung in das medicinisch- chirurgische Studium u. hierauf populäre Physik.	5	Während des ganzen Jahres abtheilungsweise Secier-Übungen, fünfmal wöchentlich 2 Stunden.
	beide	Descriptive Anatomie des Menschen	5	
	Sommer-	Populäre Chemie	5	
II.	beide	Allgemeine u. medicinische Botanik.	5	Die praktische Geburtshilfe wird an der gebührl. Klinik das ganze Jahr hindurch gelehrt und es werden die Schüler nach absolvirter theoretischer Geburtshilfe hiezu tourweise eingetheilt.
	Winter-	Theoretische Medicin	10	
	beide	Chirurgische Propädeutik	5	
III.	beide	Theoretische Geburtshilfe	5	Während des ganzen Jahres abtheilungsweise Operations-Übungen am Cadaver. Zur Erlernung des praktischen Spitalsdienstes muss jeder Zögling des niederen Lehrcurses nach absolvirten II. Jahrgange durch 3 Monate im Wiener Garnisons-Spitale prakticieren.
		Pathologische Anatomie	5	
	Sommer-	Bandagen- u. Instrumentenlehre	5	
IV.	beide	Seuchenlehre am k. k. Veterinar-Institute	3	
		Specielle medic. Pathologie, Therapie und Klinik	10	
	beide	Specielle chirurg. Pathol., Therapie und Klinik	10	
V.	beide	Theoretische Augenheilkunde	3	
		Praktische Augenheilkunde und Klinik	5	
	Winter-	Gerichtliche Arzneikunde	5	
VI.	Winter-	Militärische Gesundheits-Polizei und Feld-Sanitätsdienst	5	
	Sommer-			